

3 健康推進

健康推進課

みなとプレママ応援事業	所管課	—
		健康推進課

目 的

全ての妊婦に対して、行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を行い、妊婦の心身の健康の保持及び増進を図ることを目的とします。

事業内容

- (1) 妊婦面談
妊婦の心身の状況や家庭の状況を把握するために面談等を行います。
- (2) 育児パッケージの交付
タクシーや子育て用品等の購入に使用できる商品券を交付します。

根拠法令等

子ども・子育て支援法
港区みなとプレママ応援事業実施要綱

開始時期

令和2年6月

実績表

(1) 妊婦面談数及び育児パッケージ交付数

年度	面談延べ数	交付数
2	2,903	2,903
3	1,187	1,182
4	1,726	1,726

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度にかぎり電話による面談を2,830件実施しています。

*面談またはオンライン面談を実施した対象者に育児パッケージを交付しています。

補助金等 ⑦ 無	国負担割合 1 / 3	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 6	補助金名等	子ども・子育て支援交付金 (※1)
補助金等 ⑦ 無	国負担割合	都負担割合 (2)10 / 10	区負担割合 (1)1 / 6	補助金名等	とうきょうママパパ応援事業 (※2)
※1 対象事業 (1) 妊婦面接(利用者支援事業母子保健型)、都負担割合のうち1 / 6はとうきょうママパパ応援事業による上乗せ					
※2 対象事業 (2) 育児パッケージ交付					

母子健康教育

所管課

健康推進課

目的

妊娠、出産および育児等についての知識を普及啓発します。

妊産婦と配偶者を対象とした母性科、乳幼児をもつ保護者等を対象とした育児科の2つの講座を設置しています。

根拠法令等

母子保健法第9条、第10条

港区母子健康教育事業実施要綱

事業内容

(1) 母性科

妊娠中の身体管理、親となる心構えと育児の実際を伝えることにより、安全な分娩、妊娠中の不安の解消や産後の円滑な育児開始を図ります。

ア 母親学級 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度から内容を変更し、講義を中心に実施しています。

赤ちゃんのお風呂（You Tube 視聴）・環境衛生・食品衛生・歯の衛生・妊娠中の栄養・妊婦体操・お産の経過と補助動作・グループワーク等を実施しています。

イ 両親学級 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度から内容を変更し、講義を中心に実施しています。

赤ちゃんのお風呂（実技）・妊婦ジャケット体験・衣類の着脱と抱っこの仕方・グループ交流等を通じて、父親の育児参加を促します。

開始時期

昭和50年 東京都から移管

昭和54年 両親学級開始

実績表

年度	母親学級		両親学級	
	開催日数	参加延人数	開催日数	参加組数/参加延人数
30	36（3回/月）	1,457人	24（2回/月）	811組/1,598人
元	36（3回/月）	1,352人	※22（2回/月）	713組/1,414人
2	※18（3回/月）	483人	※24（4回/月）	262組/517人
3	36（3回/月）	791人	48（4回/月）	562組/1,112人
4	36（3回/月）	886人	48（4回/月）	682組/1,346人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和元年度3月、令和2年度4月から9月までは中止しました。

(2) 育児科

家庭での育児力の向上を目的としています。知識の普及を目的としたものと、グループワークを主体としたものがあります。

ア 4か月児育児相談（子育て小講話）

4か月児の保護者を対象に、離乳食、子どもの事故防止、親子の関わり方等の集団指導を、4か月児育児相談（181頁）と同時に実施しています。

開始時期

平成18年4月

実績表

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
30	36（3回/月）	1,580組／3,160人
元	36（3回/月）	1,373組／2,746人
2	0	0組／0人
3	※12（2回/月）	236組／472人
4	24（2回/月）	543組／1,086人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和3年度4か月児育児相談（子育て小講話）は4月から9月は中止し、10月から実施しました。

イ グループお母さんの時間

育児不安の軽減や虐待予防のために、母親が子どものいる生活を客観的に振り返る事ができるよう、安心して集える場所を提供し、自分の問題についてグループの中で語り合う会を実施しています。

開始時期

平成15年10月

実績表

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
30	12	21組／48人
元	12	35組／74人
2	12	45組／84人
3	12	32組／48人
4	12	42組／82人

ウ なかよし会

ダウン症児をもつ親同士が交流し、情報交換を行う場として実施しています。

開始時期

昭和53年

実績表

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
30	6	57組／91人
元	6	51組／81人
2	※3	31組／42人
3	6	34組／50人
4	6	55組／72人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度4月、6月、7月は中止しました。

エ ふたごの会

双子（多胎）をもつ親同士（妊婦も含む）が交流し、子育てについての情報交換を行う場として、実施しています。また参加者の希望で講師依頼をし、小講話も実施しています。

開始時期

平成11年3月

実績表

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
30	6	60組／110人
元	※5	71組／150人
2	※3	24組／53人
3	6	48組／103人
4	6	62組／119人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和元年度3月、令和2年度5月、7月、9月は中止しました。

オ がちとまとの会

おおむね2,000g以下で生まれた子どもをもつ親同士が交流し、子育てについての情報交換を行う場として、実施しています。

開始時期

平成24年4月

実績表

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
30	3	23組／47人
元	※2	15組／30人
2	※0	0組／0人
3	3	12組／27人
4	3	17組／32人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和元年度3月、令和2年度は中止しました。

カ 子ども健康読本の発行

学童期からの健康全般に関する知識の普及を図るため、子どもの生活習慣病や感染症等についての正しい知識、喫煙、飲酒、麻薬、覚醒剤などの影響等を盛り込んだ「子ども健康読本」を作成し、区立小学校を通じ、小学6年生に配布していました。

令和3年度版から冊子配布を中止し、区ホームページで閲覧としました。

開始時期

平成12年3月

対 象

小学6年生

年 度	30	元	2	3	4
子ども健康読本 発行部数	1,600 冊	1,800 冊	1,700 冊	-	-

補助金等
有 ・ (無)

備 考

養育医療	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課

目 的

未熟児は一般の新生児に比べて機能が未熟であり、疾病にも罹りやすく、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があります。そのため、養育に必要な医療の費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることができる環境の整備を図ります。

事業内容

医療を必要とする未熟児に対して医療費助成を行います。

根拠法令等

母子保健法第20条
港区未熟児養育事業実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

養育医療申請状況 (単位：件)

年度	区分	申 請	認 定
30		51	51
元		52	52
2		54	53
3		46	46
4		42	41

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 1 / 4	区負担割合 1 / 4	補助金名等	未熟児養育医療費等国庫負担金 東京都未熟児養育医療事業負担金
---------------	----------------	----------------	----------------	-------	-----------------------------------

育成医療・療育給付	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課

目 的

障害のある児童及び結核に罹っている児童に対して、専門的かつ適切な医療を実施し、療育に必要な給付を行うとともに、医療、療育に関する負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることができる環境の整備を図ります。

(1) 育成医療

事業内容

身体に障害のある児童に対して、日常生活に必要な能力を得るために必要な医療の給付を行います。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2条第2項第2号
港区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
港区自立支援医療（育成医療）及び療育給付事業実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

(2) 療育給付

事業内容

結核に罹っている児童に対して、入院を促し、専門的な医療の給付及び、この間に必要な日用品、学用品の給付を行います。

根拠法令等

児童福祉法第20条
港区自立支援医療（育成医療）及び療育給付事業実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

育成医療・療育給付申請状況 (単位：件)

区分 年度	育成医療(申請)	育成医療(認定)	療育給付(申請)	療育給付(認定)
30	8	6	-	-
元	5	3	-	-
2	8	7	-	-
3	5	3	-	-
4	2	1	-	-

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 1 / 4	区負担割合 1 / 4	補助金名等	障害者医療費国庫負担金 東京都育成医療及び療育給付 事業交付金
-----------------	----------------	----------------	----------------	-------	---------------------------------------

小児慢性疾患医療費助成	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課

目 的

慢性疾患に罹っていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付、その他の事業を行います。

事業内容

心疾患・膠原病など小児慢性疾患のための保険医療費の申請の受付を行い、医療費の一部を公費によって給付します。

根拠法令等

- 児童福祉法第 19 条の 2
- 港区小児慢性特定疾病医療費支給事業実施要綱
- 港区児童福祉法施行細則

開始時期

- 昭和50年 東京都から移管（受付）
- 令和3年 東京都から移管（給付）

実績表

小児慢性疾患申請状況 (単位：件)

	慢性心疾患	膠原病	慢性腎疾患	内分泌疾患	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	悪性新生物	慢性呼吸器疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	免疫疾患	皮膚疾患	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	骨系統疾患	脈管系疾患	計
30年度	14	3	5	17	9	4	2	15	4	10	3	1	—	4	2	—	93
元年度	11	2	3	12	9	4	2	14	4	7	3	1	—	4	5	—	81
2年度	7	2	2	9	2	—	2	8	2	3	1	—	—	1	2	—	41
3年度	17	6	4	12	8	3	3	17	3	8	3	1	—	4	6	—	95
4年度	14	9	2	17	7	3	3	15	2	7	2	1	—	1	5	1	89

補助金等 ①・無	国負担割合 1/2	都負担割合 —	区負担割合 1/2	補助金名等	小児慢性特定疾病医療費国庫負担金
-------------	--------------	------------	--------------	-------	------------------

特定不妊治療費助成	所管課	—
		健康推進課

目 的

子どもを望んでいるにもかかわらず不妊に悩む夫婦に対して、特定不妊治療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、少子化対策及び次世代育成の推進に寄与します。

事業内容

- (1) 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び特定不妊治療に至る過程の一環として行われる精巣内精子生検採取法等（精子を精巣等から採取するための手術）に要する、医療保険が適用されない費用の一部を港区が助成します。
- (2) 女性の特定不妊治療費助成
1年度（当年4月1日から翌年3月31日まで）あたり30万円を限度に助成します。
- (3) 男性の特定不妊治療費助成
特定不妊治療に至る過程の一環として行われる精巣内精子生検採取法等（精子を精巣等から採取するための手術）について、1年度（当年4月1日から翌年3月31日まで）あたり15万円を限度に助成します。
- (4) 通算5年度まで申請できます。

根拠法令等

港区特定不妊治療費助成金支給要綱

開始時期

平成19年4月（男性の不妊治療費助成に関しては平成28年4月）

実績表

（単位：件）

区分 年度	女性不妊治療費 のみの助成件数	女性・男性不妊治療 費同時の助成件数	男性不妊治療費 のみの助成件数	合計
30	973	7	1	981
元	835	4	1	840
2	834	1	1	836
3	722	1	0	723
4	793	0	1	794

※令和4年度は、特定不妊治療の保険適用に伴う、経過措置の対象者含む。

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

港区特定不妊治療費（先進医療及び自由診療） 助成及び港区不妊・不育相談ダイヤル	所管課	—
		健康推進課

目 的

不妊に悩む夫婦（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦を含む。）に対し、不妊治療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策及び次世代育成の推進に寄与します。

事業内容

（1）港区特定不妊治療費（先進医療及び自由診療）助成

【対象となる治療】

- ・体外受精及び顕微授精を保険診療として受診した際に、全額自己負担で実施した「先進医療として告示された治療及び技術」
- ・先進医療会議で審議中の治療等を受けたことにより、治療全体が全額自己負担となる治療（男性不妊治療を含む）

【助成額】

1回あたり30万円を限度に助成します。

【助成回数】

治療開始日における妻の年齢が40歳未満の場合は6回、40歳～42歳の場合は3回まで申請できます。

（2）港区不妊・不育相談ダイヤル

不妊症や不育症についての悩みに、自ら経験をしたピア・カウンセラーが電話またはオンラインで相談に応じます。

根拠法令等

港区特定不妊治療費（先進医療及び自由診療）助成金支給要綱

開始時期

令和4年5月 港区不妊・不育相談ダイヤル

令和5年1月 港区特定不妊治療費（先進医療及び自由診療）助成

実績表

港区特定不妊治療費（先進医療及び自由診療）助成 (単位：件)

年度 \ 区分	先進医療助成件数	自由診療助成件数	合計
4	0	25	25

港区不妊・不育相談ダイヤル (単位：件)

年度 \ 区分	電話相談件数	オンライン相談件数	合計
4	5	8	13

補助金等 ①・無	国負担割合 —	都負担割合 10/10	区負担割合 —	補助金名等	東京ユースヘルスケア推進事業（区市町村補助事業）補助金※1
-------------	------------	----------------	------------	-------	-------------------------------

※1 対象事業（2）港区不妊・不育相談ダイヤル

3～4 か月児健康診査	所管課	—
		健康推進課

目 的

3～4 か月児に対する健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、3～4 か月児の健康の保持及び増進を図ります。

事業内容

育児・生活指導を含めた健康診査を医療機関に委託して実施しています。
健康診査の結果、必要に応じて訪問指導や経過観察を実施するとともに、要精密者に対して、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。

根拠法令等

母子保健法第13条
港区3～4 か月児健康診査実施要綱
港区精密健康診査実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

3～4 か月児健康診査実施状況

年度	区分	実施方法	通知発送数	受診者数	受診率(%)	有所見者数 (実人数)
30		医療機関委託	3,022	2,817	93.2(97.8)	277
元		医療機関委託	2,929	2,624	89.6(94.4)	258
2		医療機関委託	2,791	2,482	88.9(93.4)	274
3		医療機関委託	2,543	2,337	91.9(95.5)	271
4		医療機関委託	2,446	2,261	92.7(97.0)	217

※ () の数字は、通知発送数から外国人住民を除いて算出した受診率です。

3～4 か月児健康診査所見者内訳 (4年度) (単位：人)

受診者数	有所見者 (実数)	有所見者 延数	所 見 内 訳												
			発 育	皮 膚	頭 頸 部	顔 面 ・ 口 腔	眼	耳 鼻 咽 喉	胸 部 ・ 腹 部	鼠 径 外 陰 部	背 部	四 肢	発 達 神 経	そ の 他	
2,261	217	252	27	127	11	5	6	3	18	10	2	15	21	7	
総 数	精 密 健 診	26	1	8	1	2	1	0	1	1	1	8	2	0	
	受診(治療)勸奨	68	1	55	1	0	1	0	3	1	1	0	1	4	
	他機関管理中	47	2	21	1	1	2	2	9	3	0	2	2	2	
	経過観察	88	21	29	5	1	2	1	4	5	0	5	14	1	
	一時的指導	23	2	14	3	1	0	0	1	0	0	0	2	0	

補助金等 有 ・ ①					備 考	
---------------	--	--	--	--	-----	--

6か月児健康診査、9か月児健康診査

所管課

健康推進課

目 的

6・9か月児に対する健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、6・9か月児の健康の保持及び増進を図ります。

事業内容

離乳指導、育児・生活指導を含めた健康診査を医療機関に委託して実施しています。
健康診査の結果、要精密者に対して、必要に応じて訪問指導や経過観察を実施するとともに、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。

根拠法令等

母子保健法第13条

港区乳児健康診査（6か月児・9か月児）実施要綱

港区精密健康診査実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

6・9か月児健康診査受診状況

年度	区分	受診票 交付枚数	受診状況				
			受診者数	保健所への連絡事項			
				問題 なし	あ り	疑 い	不 明
30		6,044	5,347	5,170	65	75	37
元		5,858	5,543	5,371	63	70	39
2		5,582	4,858	4,741	42	52	23
3		5,086	4,379	4,248	35	65	31
4		4,880	3,739	3,622	34	69	14
	6か月児	2,440	1,905	1,853	19	29	4
	9か月児	2,440	1,834	1,769	15	40	10

※受診票交付枚数は、母子保健事業報告（東京都）に基づき、3～4か月児健康診査の対象数としています。

補助金等
有 ・ 無

備 考

1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査

所管課

健康推進課

目 的

1 歳 6 か月児に対する健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、1 歳 6 か月児の健康の保持及び増進を図ります。

事業内容

内科健診は、1 歳 6 か月児健康診査受診票により委託医療機関で実施しています。

歯科健康診査、歯科保健指導、心理相談、保健指導及び栄養指導については、毎月 2 回、健康診査日を定めて保健所で実施しています。平成 25 年度から M-C H A T（乳幼児期自閉症チェックリスト修正版）を導入しました。

健康診査の結果、必要に応じて訪問指導や経過観察を実施するとともに、要精密者に対して、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。

根拠法令等

母子保健法第 12 条

1 歳 6 か月児健康診査実施要綱

港区精密健康診査実施要綱

開始時期

昭和 53 年

実績表

1 歳 6 か月児健康診査受診状況

年度	区分	通知発送数	受診者数		受診率 (%)	有所見者数 (実人数)
			内科健診	保健指導		
30		3,143	内科健診	2,781	88.5(97.2)	184
			保健指導	1,616		
元		2,937	内科健診	2,456	83.6(89.0)	176
			保健指導	1,569		
2		2,708	内科健診	2,463	91.0(97.9)	204
			保健指導	1,026		
3		2,583	内科健診	2,395	92.7(97.1)	179
			保健指導	1,262		
4		2,422	内科健診	2,139	88.3(93.0)	153
			保健指導	1,223		

※ () の数字は、通知発送数から外国人住民を除いて算出した受診率です。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため保健指導は令和 2 年 4 月から 7 月までは中止しました。

1歳6か月児健康診査所見者内訳

(4年度)(単位:人)

受診者数	有所見者 (実数)	(延 数) 有所見者	所見内訳(延数)								
			受診前問診票の検討				診察所見				
			身 体 発 育	食 事 栄 養	精 神 ・ 運 動 発 達	そ の 他	形 態 異 常	胸 腹 部	皮 膚	そ の 他	今 後 の 問 題 疾 患
2,422	153	230	29	18	55	18	18	11	31	31	19
精密検診		23	2	-	1	1	2	6	2	9	-
受診(治療)勧奨		17	1	1	2	1	1	-	7	3	1
他機関管理中		31	2	2	2	4	3	1	7	6	4
経過観察		130	22	6	47	9	11	3	10	11	11
一時的指導		29	2	9	3	3	1	1	5	2	3

1歳6か月児健康診査心理相談結果

(4年度)

判定相談 実人員	指導指示	相談項目内訳(延人数)											
		計	1 異 常 を 認 め ず	2 精 神 発 達 の 遅 滞	3 言 語 障 害 及 び 遅 滞	4 神 経 性 習 癖	5 行 動 性 格 上 の 問 題	6 社 会 性 の 問 題	7 生 活 習 慣 の 問 題	8 の 養 育 態 度 の 問 題 性 格 親	9 環 境 上 の 問 題	10 器 質 障 害 の 問 題	11 そ の 他
252	総数	348	3	8	132	7	108	12	9	49	10	3	7
	1 特になし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2 助言指示	187	3	3	47	6	74	3	8	32	5	1	5
	3 要観察	144	-	2	79	1	31	6	1	15	5	2	2
	4 要精密	17	-	3	6	-	3	3	-	2	-	-	-

1歳6か月児歯科健康診査実施状況

区分 年度	実施人員	健 診 結 果										※ 罹 患 者 率 (%)
		むし 歯 の な い 人	むし歯のある人				むし 歯 の 総 数 (本)	※ 処 置 歯 の あ る 人 (再掲)	その他の異常 のある人			
			※ A 型	※ B 型	※ C 型	計			不 正 咬 合	口 組 織 疾 患 軟 患	そ 異 の 他 の 常	
30	1,616	1,604	7	4	1	12	37	3	108	116	130	0.7
元	1,564	1,555	8	1	-	9	20	3	124	132	152	0.6
2	1,026	1,021	3	2	-	5	17	-	98	72	104	0.5
3	1,260	1,255	4	1	-	5	15	-	151	119	151	0.4
4	1,223	1,215	7	1	-	8	21	2	106	89	125	0.7

※A型：白歯部又は上顎前歯部のむし歯

※B型：白歯部と上顎前歯部のむし歯

※C型：下顎前歯部のむし歯又は下顎前歯部とその他にむし歯

※処置歯のある人：むし歯のある人のうち、歯科医院で治療などの処置をおこなった人数

※罹患率（％）：むし歯のある人を実施人員で除した率

補助金等
有 ・ 無

備 考

3 歳児健康診査

所管課

健康推進課

目 的

3 歳児に対する健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、3 歳児の健康の保持及び増進を図ります。

事業内容

3 歳児に対し、保健所で毎月 3 回（※）、健康診査日を定めて実施しています。

視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾患及び異常を早期に発見し、適切な助言・指導をし、心身障害の進行を未然に防止するとともに、う蝕の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する相談・支援をします。平成25年度から P A R S、平成27年度からは P A R S - T R（親面接式自閉スペクトラム症評定尺度テキスト改訂版）を導入しました。令和 2 年11月からは視力検査にてスクリーニング検査機器を導入しました。

健康診査の結果、必要に応じて訪問指導や経過観察を実施するとともに、要精密者に対し保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。

（※令和 4 年11月より、隔月で土曜日に健康診査を試行で実施しています。）

根拠法令等

母子保健法第12条

港区 3 歳児健康診査実施要綱

港区精密健康診査実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実 績 表

3 歳児健康診査実施状況

年度	区分	実施回数	通知発送数	受診者数(人)	受診率(%)	有所見者数 (実人数)
30		36	3,052	2,464	80.7(83.0)	1,528
元		36	2,969	2,423	81.6(87.2)	1,544
2		36	2,905	2,140	73.7(79.3)	1,350
3		36	2,679	2,209	82.5(86.8)	1,495
4		39	2,659	2,254	84.8(90.6)	1,646

※（ ）の数字は、通知発送数から外国人住民を除いて算出した受診率です。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和 2 年 5 月から 6 月までは中止しました。再開後は、4 回/月にて実施しました。

3歳児健康診査所見者内訳

(4年度)

受診者数	有所見者 (実人数)	所見内訳(延人数)													
		有所見者	発育	皮膚	頭頸部・顔面・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部・腹部	鼠径外陰部	背部・四肢	運動	精神	言語	日常生活習慣	その他
2,254	1,646	3,091	31	32	19	654	518	25	39	8	5	111	113	789	747
精密健診		402	7	2	3	260	84	3	18	1	0	4	0	0	20
受診(治療)勸奨		81	2	12	0	33	6	6	7	2	3	1	6	1	2
他機関管理中		143	11	12	6	34	19	13	11	4	0	8	16	0	9
経過観察		1,445	6	2	2	326	407	1	3	0	0	1	11	6	680
一時的指導		1,020	5	4	8	1	2	2	0	1	2	97	80	782	36

3歳児健康診査心理相談結果

(4年度)

受診者数	心理相談実施者 (実人数)	心理相談実施率 (%)	相談項目内訳(延人数)												その他
			計	問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い		
2,254	360	16.0	503	10	17	129	7	189	17	13	81	29	4	7	
要精密			47	0	4	21	0	14	0	1	3	2	1	1	
要継続			98	0	4	30	1	30	11	1	16	5	0	0	
助言のみ			357	9	9	78	6	145	6	11	62	22	3	6	
特になし			1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

3歳児歯科健康診査実施状況

年度	区分	実施人員	健診結果										※罹患率 (%)
			むし歯のない人	むし歯のある人				むし歯の総数(本)	※処置歯のある人 (再掲)	その他の異常のある人			
				※A型	※B型	※C型	計			不正咬合	口腔組織疾患	その他の異常	
30元		2,458	2,307	129	18	4	151	354	59	408	113	334	6.1
2		2,407	2,268	120	14	5	139	359	53	394	84	300	5.8
3		2,126	2,001	94	23	8	125	355	37	384	80	331	5.9
4		2,192	2,070	98	19	5	122	320	56	416	87	343	5.6
4		2,245	2,158	72	11	4	87	226	25	355	73	349	3.9

※A型：白歯部又は上顎前歯部のむし歯

※B型：白歯部と上顎前歯部のむし歯

※C型：下顎前歯部のむし歯又は下顎前歯部とその他にむし歯

※処置歯のある人：むし歯のある人のうち、歯科医院で治療などの処置をおこなった人数

※罹患率(%)：むし歯のある人を実施人員で除した率

補助金等
有・無

備考

経過観察児健康診査	所管課	—
		健康推進課

目 的

保健所及び医療機関での健康診査で要経過観察と判断された乳幼児について、健康診査を実施し、必要に応じて適切な助言・指導を行い、健康の保持及び健全な育成を図ります。

事業内容

保健所及び医療機関での健康診査で要経過観察と判断された乳幼児について、毎月1回、予約制で健康診査を実施しています。健康診査の結果、精密検査を必要とする乳幼児に対しては、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。

根拠法令等

- 母子保健法第13条
- 港区経過観察児健康診査実施要綱
- 港区精密健康診査実施要綱

実 績 表

経過観察児健康診査実施状況

年度	区分	実施回数	実施延人数	有所見者数 (実人数)
30		12 (1回/月)	125	32
元		12 (1回/月)	101	16
2		1	0	0
3		12 (1回/月)	82	25
4		12 (1回/月)	101	26

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年5月から令和3年3月までは中止しました。

経過観察児健康診査有所見内訳 (4年度)

区 分	所 見 内 訳 (延人数)											
	計	内 科	神 経 科	皮 膚 科	眼 科	耳 鼻 科	外 科	整 形 外 科	精 神 発 達	言 語 異 常	日 常 習 慣	そ の 他 の 異 常
総 数	44	32	2	2	1	0	0	0	6	0	0	1
要精密検査	5	3	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
要医療機関受診 (受診中)	8	5	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0
要経過観察	27	22	2	0	0	0	0	0	2	0	0	1
要一時的指導	4	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

(1) 4か月児育児相談**目 的**

育児不安の軽減や虐待予防のために、4か月児の保護者を対象とした育児相談を行います。相談を通して、乳児の健全な育成を促します。

事業内容

3～4か月児健康診査の結果を把握し、保健師・助産師・管理栄養士・心理相談員が相談に応じます。また、子どもの身体計測及び離乳食、子どもの事故防止等の集団指導も行います。

根拠法令等

母子保健法第9条、10条、13条
港区母子健康相談事業実施要綱

開始時期

平成18年4月

実績表

4か月児育児相談実施状況

年度	区分	実施回数	実施人数
30		36 (3回/月)	1,596
元		36 (3回/月)	1,471
2		19	287
3		30 (4月から9月 3回/月) (10月から3月 2回/月)	405
4		24 (2回/月)	551

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年4月14日、27日、5月から9月までは中止しました。

(2) すくすく育児相談**目 的**

相談を通して、育児に関する親の不安を軽減し、育児を楽しめるように支援します。

事業内容

就学前までの乳幼児の発達・発育・栄養に関する悩み、歯のケア、しつけや子どもの心理面に関すること、保護者自身のことなどに保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士・心理相談員が相談に応じます。また、子どもの身体計測も行います。

根拠法令等

母子保健法第9条、10条
港区母子健康相談事業実施要綱

開始時期

平成15年4月

実績表

育児相談実施状況

年度	区分	実施回数	実施延人数
30		12	618
元		12	462
2		1	5
3		12	247
4		12	349

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年5月から令和3年3月までは中止しました。

(3) 母子メンタルヘルス相談

目的

保護者自身が抱える心の問題（育児ノイローゼ、産後うつ病、その他産後の精神疾患）に対する早期介入のために、本人、親族及び関係機関の相談窓口として設置します。

事業内容

母親自身が抱える心の問題に対して、専門の医師が本人、親族及び関係機関からの相談に応じます。

根拠法令等

母子保健法第9条、10条
 児童福祉法 第3条の2
 港区母子健康相談事業実施要綱

開始時期

平成17年4月

実績表

母子メンタルヘルス相談実施状況

年度	区分	実施回数	相談延件数
30		21 (2回/月)	29
元		24 (2回/月)	35
2		20 (2回/月)	24
3		22 (2回/月)	27
4		24 (2回/月)	27

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年4月、5月は中止しました。

補助金等 ⑦ 無	国負担割合 -	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金 (※)
※対象事業 (3) 母子メンタルヘルス相談					

母子歯科保健事業

所管課

健康推進課

目 的

むし歯等口腔内の疾患の予防と早期発見及び歯科衛生知識の普及・啓発を図り、家庭での健康管理と育児の支援を行います。

根拠法令等

母子保健法第9条、10条、13条
 港区歯科衛生相談事業実施要綱
 港区幼児の歯に関する健康診査事業実施要綱

(1) バースデイ歯科健診

事業内容

就学前の乳幼児を対象に、お誕生月健診として歯科健診・歯科保健指導・栄養相談を実施しています。

開始時期

昭和51年

実績表

バースデイ歯科健診実施状況 (単位：人)

区分 年度	計	歯科健診・歯科保健指導受診者数 (年齢別内訳)					栄養相談
		1歳以下	2歳	3歳	4歳	5歳以上	
30	564	395	155	1	9	4	155
元	549	388	144	-	15	2	169
2	184	148	32	1	1	2	84
3	355	285	56	6	4	4	167
4	392	322	59	-	9	2	183

(2) 歯科経過観察健診・妊産婦の歯科健診

事業内容

保健所の歯科健診及び育児相談を受けた結果、経過観察が必要と判断された乳幼児に対して、歯科健診・歯科保健指導を実施しています。また、妊産婦向けの歯科健診・歯科保健指導・栄養相談も実施しています。

開始時期

昭和51年

実績表

歯科経過観察健診実施状況 (単位：人)

区分 年度	計	年齢別内訳				
		1歳以下	2歳	3歳	4歳	5歳以上
30	4	1	3	-	-	-
元	2	1	1	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-

妊産婦の歯科健診実施状況 (単位：人)

区分 年度	計	歯科健診・歯科保健指導受診者数		栄養相談
		『お口の健診』実施	保健所実施	
30	365	315	50	-
元	357	281	76	-
2	220	158	62	-
3	329	156	173	123
4	332	126	206	155

※令和3年度から、保健所実施分のうち、希望者に栄養相談を開始しました。

(3) すこやかちゃんフッ素塗布事業

事業内容

4歳、5歳、6歳の児童を対象に、港区芝歯科医師会・港区麻布赤坂歯科医師会に委託して、フッ素塗布・歯科健診を行います。また、児童と保護者に対する歯科保健指導を行います。

開始時期

平成17年8月

実績表

区分 年度	対象者(人)	受診者数(人)	うち、フッ素塗布 実施者数(人)	受診率(%)
30	7,935	1,926	1,916	24.3
元	8,301	2,170	2,151	26.1
2	8,597	1,821	1,809	21.2
3	8,390	2,142	2,120	25.5
4	7,953	1,988	1,973	25.0

(4) 歯科育児相談・歯科健康教育

事業内容

育児相談・はじめての離乳食教室の参加者に対して、健康教育を行っています。
また、児童館と連携し、健康教育を行っています。

開始時期

平成14年8月

実績表

児童館健康教育実施状況

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
実施回数(回)	10	10	-	-	-
参加者数(人)	73	66	-	-	-

※令和2、3、4年度の児童館健康教育は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

※歯科育児相談の実績は、「育児相談(2)すくすく育児相談」(181頁参照)に含まれ、歯科健康教育は「健康教育」(238頁参照)の参加者と同数です。

(5) 歯並び・かみ合わせ相談

事業内容

3歳から小学6年生までを対象に、子どもの不正咬合に関する状況を確認し、その原因と今後の対応について矯正専門医が相談・助言を行います。生活習慣に起因する場合は、その予防・軽減を図り、子どもの口腔機能の健全育成に寄与します。

開始時期

平成27年7月

実績表

(単位：人)

年度	相談者数	相談区分		
		治療の必要性は低い	経過観察	要治療
30	40	19	6	15
元	53	28	14	11
2	32	18	9	5
3	41	19	12	10
4	44	27	11	6

補助金等
有 ・ ④無

備考

母子健康手帳交付	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課

目 的

妊産婦、乳幼児の健康の保持増進等、母子保健の向上を図ります。

事業内容

妊娠届を提出した妊婦に対し、母子健康手帳を交付します。交付は各総合支所で行います。

根拠法令等

母子保健法第16条

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

妊娠週数別妊娠届出状況 (単位：人)

区分 年度	総人数	満11週 以 内	満12～ 19週	満20～ 27週	満28週 以 上	分娩後	不 詳
30	3,226	2,924	166	40	12	73	11
元	3,193	2,926	161	26	18	47	15
2	2,968	2,753	116	17	9	65	8
3	2,740	2,572	99	15	7	36	11
4	2,687	2,476	87	32	6	71	15

補助金等 有 ・ ④無				備 考	
----------------	--	--	--	-----	--

港区出産・子育て応援事業		所管課	— 健康推進課		
<p>目 的</p> <p>妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援及び妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、経済的支援を一体として実施することで、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備の充実を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 相談支援</p> <p>① みなとプレママ応援事業において、港区の全ての妊婦を対象に助産師等が面談を実施します。</p> <p>② 妊娠8か月頃にみなと母子手帳アプリを活用したアンケートを実施します。アンケート内で面談を希望する妊婦には面談を実施します。</p> <p>③ こんにちは赤ちゃん訪問事業において、生後4か月以内の児を養育する家庭を対象に、助産師等が自宅訪問を実施し、体調、育児等の相談に応じます。</p> <p>(2) 経済的支援</p> <p>対象者からの申請に基づき、妊娠期「出産応援ギフト」として5万円相当、子育て期「子育て応援ギフト」として5万円相当を支給します。</p> <p>根拠法令等</p> <p>(1) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日付子発1226第1号）</p> <p>(2) 東京都出産応援事業実施要綱（令和5年1月1日付4福保子家第1847号）</p> <p>開始時期</p> <p>令和5年3月</p>					
補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 2 / 3	都負担割合 1 / 3	区負担割合 —	補助金名等	出産・子育て応援交付金 とうきょうママパパ応援事業

妊婦健康診査	所管課	—
		健康推進課

目 的

妊婦の経済的負担の軽減を図り、妊婦・胎児の健康確保と安全で安心な出産を迎えられるよう健康診査を実施します。

事業内容

母子健康手帳とともに、妊婦健診費等の一部を助成する受診票（妊婦健康診査14回、超音波検査2回、妊婦子宮頸がん検診1回）を交付します。

健康診査の結果、精密検査が必要な人に対して、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。

根拠法令等

- 母子保健法第13条
- 港区妊婦健康診査実施要綱
- 港区精密健康診査実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

妊婦健康診査実施状況 (単位：人)

年度	区分	受診票 交付 件 数	受診数		診察所見	
					異常なし	所見あり
30		3,153	1回目	2,889	2,834	55
			2回目以降	30,445	29,940	505
元		3,146	1回目	2,883	2,817	66
			2回目以降	29,151	28,670	481
2		2,903	1回目	2,728	2,684	44
			2回目以降	27,005	26,572	433
3		2,704	1回目	2,492	2,444	48
			2回目以降	26,625	26,203	422
4		2,616	1回目	2,400	2,347	53
			2回目以降	25,177	24,792	385

補助金等 有 ・ ①無				備 考	
----------------	--	--	--	-----	--

新生児聴覚検査	所管課	—
		健康推進課

目 的

早期に発見され適切な療育が行われた場合、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えられることから、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施し、聴覚障害の早期発見及び早期療育を図ります。

事業内容

新生児聴覚検査の費用の一部助成をする受診票を交付します。里帰り等により都外医療機関で受診した新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。

新生児聴覚検査で精密健康診査を要すると判断された場合は、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票（新生児聴覚用）」を交付します。

根拠法令等

港区新生児聴覚検査実施要綱

港区精密健康診査実施要綱

開始時期

平成31年4月1日

新生児聴覚検査実施状況

(単位：人)

区分 年度	出生数	受診数	総合判定		
			異常なし	耳鼻科受診 が必要	その他
元	2,744	1,826	1,817	7	2
2	2,655	1,898	1,888	8	2
3	2,461	※2,234	2,214	6	14
4	2,332	2,008	1,994	8	6

※受診数は、令和3年度から東京都内で新生児聴覚受診票を利用し、新生児聴覚検査を実施した人数及び里帰り等にて新生児聴覚検査を実施した人数とします。

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

都外医療機関、助産院（都内・都外を問わない）での妊婦健康診査又は新生児聴覚検査費用助成及び多胎妊婦健康診査費用助成（都内・都外を問わない）

所管課

各総合支所区民課
健康推進課

目 的

妊婦健康診査受診票又は新生児聴覚検査受診票が使用できない都外医療機関、助産院での受診者に対して、費用の一部を助成することにより、都内医療機関受診者との費用負担の公平化を図ります。多胎妊婦健康診査費用助成については、単胎妊婦の場合よりも頻回の妊婦健康診査が推奨される多胎妊婦に対し経済的負担の軽減を図ることを目的とします。

事業内容

妊婦健康診査受診票又は新生児聴覚検査受診票の使用は、都内の委託医療機関に限られます。都外の医療機関、助産院（都内・都外を問わない）で妊婦健診を受診した場合又は都外の医療機関で新生児聴覚検査を受診した場合は、費用の全額が自費になるため、申請により費用の一部を償還払いの方法で助成します。多胎妊婦健康診査費用助成については、妊婦健康診査受診票14回分を超えて自費で受診した際（都内・都外を問わない）に要した費用の一部を償還払いの方法で助成します（15回目から19回目までに自費で受診した分が対象になります。）。

根拠法令等

- 港区妊婦健康診査等費用助成要綱
- 港区多胎妊婦健康診査費用助成要綱

開始時期

平成 20 年 4 月（新生児聴覚検査費用助成に関しては、平成 31 年 4 月開始）
（多胎妊婦健康診査費用助成に関しては、令和 3 年 4 月開始）

実績表

年度	区分	支給件数		
		妊婦健康診査	新生児聴覚検査	多胎妊婦健康診査
30		495	-	-
元		420	219	-
2		431	300	-
3		390	298	1
4		320	241	3

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

妊娠高血圧症候群等医療費助成

所管課

健康推進課

目 的

妊娠高血圧症候群等は、早期に適切な医療を受けることが必要です。その費用の一部を助成することにより、負担の軽減を図り、区民が安心して出産し、子どもを育てることができる環境の整備に寄与します。

事業内容

妊娠高血圧症候群等にかかっている妊産婦が入院する必要がある場合に、医療費の助成を行います。

根拠法令等

港区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱

開始時期

昭和50年4月

実績表

妊娠高血圧症候群等医療費助成申請状況

(単位：件)

年度 \ 区分	申 請	認 定
30	2	2
元	3	3
2	0	0
3	3	3
4	4	4

補助金等
有 ・ ④無

備 考

B 型 肝 炎 妊 婦 検 査

所管課

—
健康推進課

目 的

妊婦がB型肝炎ウイルスを持つ場合、新生児が母子感染によりキャリア（HBs 抗原持続陽性者）化し、または急性肝炎等を発症することがあるため、感染予防及び早期の発見を図ります。

事業内容

B型肝炎の抗原検査を妊婦健康診査時に実施します。

HBs 抗原陽性と判定された妊婦に対して、医療機関の管理を受けるよう保健指導をしています。

根拠法令等

母子保健法第13条

港区妊婦健康診査実施要綱

開始時期

昭和60年

実 績 表

B型肝炎妊婦検査受診状況

年度	区分	受診票 交付件数	受診者数	HBs 抗原 陽性者数	陽性率(%)
30		3,153	2,889	-	0.00
元		3,146	2,883	1	0.03
2		2,903	2,728	-	0.00
3		2,704	2,492	-	0.00
4		2,616	2,400	-	0.00

※HBs 抗原陽性：B型肝炎ウイルスの保有者（キャリア）

補助金等
有 ・ 無

備 考

母子訪問指導	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課

目 的

新生児、乳児及び妊産婦に対して、訪問により、妊娠、出産及び育児に関する様々な相談支援等を実施するとともに、母子の心身状態等を的確に把握した上で適切な支援の提供に結びつけることで、育児不安の軽減や虐待予防を図ります。

(1) 新生児等訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問）・妊産婦訪問指導

事業内容

出生通知書により把握した概ね生後120日以内の新生児、乳児及び妊産婦に対して、委託した助産師または保健師が、家庭訪問により育児相談・産後の体調の相談・母子保健サービスの紹介等を行います。

根拠法令等

母子保健法第11条、17条、19条
 児童福祉法第6条の3の4
 子ども・子育て支援法第59条第7項
 妊産婦訪問指導実施要綱
 港区新生児等訪問指導実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管
 （平成22年度から「こんにちは赤ちゃん訪問」を兼ね合わせて実施）

実績表

新生児・妊産婦訪問指導状況（※未熟児を除く） （単位：人）

年度	区分		被指導実人員		被指導延人員	
	内 訳		委託助産師	保健師	委託助産師	保健師
30			4,779		4,978	
元			4,485		4,730	
2			2,982		3,080	
3			3,424		3,592	
4			3,539		3,732	
	※新生児等		1,680	71	1,753	79
	妊産婦		1,732	56	1,827	73

* 出生通知書受理状況

年度	出生通知書受理数（件）	出生数に対するの受理率（％）
30	2,516	88.1
元	2,409	86.8
2	2,136	80.5
3	2,135	86.8
4	1,984	85.0

* 訪問実施率

年度	出生通知書受理数に対して（％）	出生数に対して（％）
30	94.4	83.2
元	92.9	80.7
2	70.1	56.4
3	78.6	68.2
4	89.4	76.0

(2) 未熟児訪問指導

事業内容

2,000g未満等で生まれた乳児に対して、委託した助産師または保健師が家庭訪問により、退院後の育児相談・発達相談・母子保健サービスの紹介等を行います。

根拠法令等

母子保健法第19条

港区未熟児養育事業実施要綱

実績表

訪問指導状況

年度	区分	実人員		延人員	
		30	40		41
元	43		48		
2	27		39		
3	19		20		
4	23		29		
内 訳	委託助産師	保健師		委託助産師	保健師
	14	9		17	12

補助金等 ①・無	国負担割合 1/3	都負担割合 1/3	区負担割合 1/3	補助金名等	子ども子育て支援交付金
	国負担割合 -	都負担割合 1/2	区負担割合 1/2	補助金名等	子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

産後母子ケア事業	所管課	—
		健康推進課
<p>目 的 妊娠・出産・育児期において切れ目のない支援体制を構築することにより、妊産婦が地域の中で安心して、出産・育児ができる環境を整えます。そのことにより、母性を醸成し、妊産婦のストレスを軽減し、育児の主体性を高めることを目的とします。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 助産師による母子保健相談 みなと保健所に配置する助産師が、妊産婦の不安等に電話・面接相談等により対応し、個々の状況に応じた支援を行っています。必要に応じて支援プランを策定し、関係機関と連携して包括的・継続的な支援を行います。</p> <p>(2) 産後デイケア（サロン）事業 出産後1～4か月未満の母子に対して、相談や交流・学びの場を提供し、地域での孤立化を防ぎ、安心して子育てできる環境を整えます。</p> <p>(3) ママの健康相談 産後1年未満の産婦に、助産師が訪問し、母体ケア・ベビーケア等について直接支援を行います。</p> <p>(4) ネットワーク会議 産科医療機関や産後ケア施設等の関係機関とのネットワークづくりをし、妊娠期から育児期における幅広く切れ目のないサービス提供による母子支援を強化します。</p> <p>(5) 産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業 産後において家族等の援助が受けられず支援を必要とする産婦及び乳児に対して、区が指定する医療機関等の施設に宿泊するサービスを提供することで、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行います。</p> <p>根拠法令等 母子保健法第9条、10条、17条 児童福祉法第10条 子ども・子育て支援法第59条 港区産後母子ケア事業実施要綱 港区産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業実施要綱</p> <p>開始時期 平成27年4月 ※ママの健康相談は平成12年度、ネットワーク会議は平成25年度、産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業は令和2年度から事業実施</p>		

実績表

(1) 助産師による母子保健相談

年度	開催日数	相談延数（関係機関含）
30	153	1,319
元	151	1,348
2	152	1,523
3	242	4,381
4	243	4,701

※令和3年度から開催日数が週3回から週5回となりました。

※相談延数には、みなとプレママ応援事業に伴う関係機関連絡も含まれます。

(2) 産後デイケア（サロン）事業（Hello ママサロン、うさちゃんくらぶ、のんびりサロン）

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
30	47	1,506組／3,053人
元	48	1,393組／2,815人
2	32	617組／1,237人
3	48	1,105組／2,211人
4	48	974組／1,957人

(3) ママの健康相談（旧事業名「新米ママ健康相談」）

年度	利用人数
30	105
元	141
2	89
3	81
4	60

(4) ネットワーク会議

年度	実施回数	参加人数
30	1	35
元	1	40
2	1	19
3	1	31
4	1	33

(5) 産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業

年度	登録者数	利用者数
2	200	85
3	418	174
4	620	271

補助金等 ①・無	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	子ども・子育て支援交付金
	1／3	1／3	1／3	補助金名等	母子保健衛生費国庫補助金
	1／2	－	1／2	補助金名等	どうきょうママパパ応援事業補助金

国民健康・栄養調査	所管課	—
		健康推進課

目 的

国民の栄養摂取、食生活、身体状況等の実態を把握し栄養と健康との関係を明らかにするために、毎年11月に厚生労働省の指定した地区で実施します。

事業内容

指定地区の世帯員に対し、栄養摂取、食生活、身体状況調査を行います。

根拠法令等

健康増進法、健康増進法施行規則、港区健康増進法施行細則

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

年度	対 象	備 考
30	1地区（3世帯）	1世帯調査実施
元		
2※		
3※		
4	1地区（15世帯）	0世帯調査実施

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 10/10	都負担割合 —	区負担割合 —	補助金名等	国民健康・栄養調査国庫委託金
---------------	----------------	------------	------------	-------	----------------

栄 養 相 談	所管課	—
		健康推進課

目 的

区民の健康増進を図るために、健康づくりや食生活改善に関する個別相談や集団指導、各種健診にて栄養相談・栄養指導を実施します。また、区民等が企画する栄養や食生活に関する講習会に講師として関わるほか、区民の健康づくりへの関心を高めるため栄養展示等の啓発活動を行います。

事業内容

- (1) 来所や電話等による個別栄養相談：来所及び電話等による区民からの身近な食生活の相談に随時対応し、必要に応じて継続的に栄養相談を行います。
- (2) 外部講師等(生涯学習出前講座等)：区民の要望する食に関するテーマで、講習会の講師を担当します。
- (3) 区民啓発栄養展示：生活習慣病予防や災害用備蓄食品等、テーマに沿った展示、栄養相談を行います。
- (4) 母子健診に伴う栄養相談・栄養指導：母子を対象とした健康診査等（4か月児育児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、経過観察児健康診査、すくすく育児相談、バースデイ歯科健診・妊産婦の歯科健診）で適切な栄養相談・栄養指導を行います。また、乳幼児食事相談会（健康教育再掲）を実施し、身近な相談に対応します。

根 拠 法 令 等

健康増進法第18条、健康増進事業実施要領第2項4、6

厚生労働省健康局長通知「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」（平成25年3月29日付健発0329第9号）

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実 績 表

(1) 来所や電話等の個別栄養相談件数 (単位：人)

年度	総 数	母 子	成 人
30	139	112	27
元	205	171	34
2	332	204	128
3	186	167	19
4	246	214	32

(2) 外部講師（生涯学習出前講座等）

年 度	回 数	参加人数
30	9	252
元	4	224
2		
3		
4		

(3) 区民啓発栄養展示(単位:人) ()内は回数

年度	食生活改善 普及月間	災害用 備蓄食	糖尿病 予防月間	がん対策推進 アクションプラン 普及啓発イベント	合計
30	42 (1)	10 (1)	58 (1)	192 (1)	302 (4)
元	158 (1)	7 (1)	110 (1)	116 (1)	391 (4)
2	79 (1)	5 (1)	108 (1)		192 (3)
3	67 (1)	13 (1)	199 (1)		279 (3)
4	15 (1)	19 (1)	94 (1)		128 (3)

(4-1) 母子健診に伴う栄養相談・栄養指導(個別・集団)(単位:人)

区分	個別相談・指導							集団指導			
	総数	4か月 ※1	1歳半 ※1	3歳児 ※1	経過 ※1	すく すく※1	バース デー※1	総数	4か月 ※1	3歳児 ※1、※2	バースデ イ※1、※2
30	1,643	75	328	848	14	219	159	4,540	1,589	2,556	395
元	1,719	134	321	918	7	170	169	4,077	1,365	2,286	426
2※3	903	73	242	497	-	4	87				
3	1,455	87	352	659	17	156	184	238	238		
4	1,682	81	343	842	17	202	197	545	545		

※1 4か月児育児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、経過観察児健康診査、すくすく育児相談、バースデー歯科健診・妊産婦の歯科健診の略

※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月より集団指導を中止しています。

※3 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4か月児育児相談は4月14日、27日、5月から9月まで、1歳6か月児健康診査は4月から7月まで、3歳児健康診査は4月16日、20日、5月、6月、経過観察児健康診査とすくすく育児相談は5月から令和3年3月まで、バースデー歯科健診・妊産婦の歯科健診は4月から10月まで中止しました。

(4-2) 乳幼児食事相談会(健康教育の再掲)

年度	回数	人数
30	12	192
元	12	159
2※	10	68
3	12	78
4	12	73

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月、5月は中止しました。

補助金等 (有)・無	国負担割合 -	都負担割合 1/2	区負担割合 1/2	補助金名等	医療保健政策区市町村 包括補助事業補助金(※)
---------------	------------	--------------	--------------	-------	----------------------------

※ 対象事業 (4-2) 乳幼児食事相談会

食生活改善における地域組織活動支援	所管課	—
		健康推進課

目 的

地域で食生活や栄養改善の活動をする自主グループ等に助言や学習会を実施し、地域活動を支援します。

事業内容

(1) みなと地域栄養士会の地域活動

栄養士の資格を持つ区民が、区民を対象に食生活の向上を目指して活動します。

(2) 麻布食生活研究会の地域活動

旧麻布保健所当時に発足した、麻布地域の町会の婦人部長で構成する食生活改善を目的とした自主グループで、町会の会員を対象に学習会等を実施しています。

根拠法令等

厚生労働省健康局長通知「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」（平成25年3月29日付健発0329第9号）

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

年度	区分	活動回数(回)			
		総数	みなと地域栄養士会		麻布食生活研究会
			定例会	地区活動	
30		33	11	10	12
元		25	8 ^{※1}	8	9
2		5	3 ^{※2}	1	1 ^{※3}
3		14	10 ^{※3}	—	4 ^{※3}
4		13	7	1	5

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2回中止しました。

※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8回中止しました。

※3 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、総会のみ書面にて開催しました。

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

港区精神保健福祉連絡協議会	所管課	—
		健康推進課

目 的

港区における地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。

事業内容

港区における地域精神保健福祉及び医療に関わる総合的調整機能を持つ会議です。行政機関及び家族会、福祉関係団体、医療機関等の出席を求め、総合的な精神保健福祉施策の推進を図っています。会議を効果的に推進するために、港区精神保健福祉連絡協議会（以下「協議会」という。）の下部組織として、港区精神保健福祉検討委員会を設置しています。

根拠法令等

港区精神保健福祉連絡協議会設置要綱

開始時期

平成10年9月 精神保健福祉連絡協議会準備会発足

平成11年 開始

実績表

年度	協議会 開催回数	検討委員会 開催回数	協議内容
30	1	1	精神障害者の退院後支援・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討しました。
元	1	1	措置入院患者等の退院後支援計画作成に向けての体制整備について検討しました。
2	1	1	港区の精神保健福祉事業や精神保健福祉に関する動向について、報告しました（書面会議で実施）。
3	1	1	精神保健・自殺対策の報告、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの取組について、検討しました。
4	1	1	精神科病院の入院患者の現状、精神障害者支援に関する事例と課題について共有・検討しました。

※検討委員会開催回数には「港区思春期こころのケアネットワーク会議」を含んでいます。

補助金等 ① 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 1 / 4	区負担割合 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
-------------	----------------	----------------	----------------	-------	---------------

精神保健福祉事業	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課

目的

こころの病気の早期発見、早期治療の促進、こころの健康の保持・増進を図るほか、こころの病気に対する関心と理解を深めるため普及啓発を行います。

事業内容

(1) 相談及び訪問指導

こころの病気や精神的問題を抱える人及びその家族に対する相談・助言を行います。保健師による相談は随時、精神科医による相談は予約制で行っています。また必要に応じて、各総合支所の保健師による訪問を行っています。

(2) 講演会

こころの病気等についての普及啓発活動として、講演会を開催しています。

(3) 家族会

こころの病気のある人の家族への正しい知識の提供と、家族同士の交流の場として、家族会を開催しています。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条、47条

自殺対策基本法第6条

アルコール健康障害対策基本法第15条、20条

ギャンブル等依存症対策基本法第14条、第17条

港区精神保健福祉相談事業実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

(1) 相談及び訪問指導

区分 年度	保健師				医師			
	相談		訪問指導		相談		訪問	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
30	3,246	9,918	440	913	60	66	2	2
元	3,173	10,861	598	1,054	76	90	3	3
2	2,361	10,461	447	758	96	98	2	2
3	2,422	8,241	356	602	85	90	1	1
4	2,734	9,379	430	752	79	82	2	2

(2) 講演会

年度	区分	実施回数	参加延人員	テーマ
30		2	61	思春期の頭痛、アルコール依存
元		2	78	思春期の心、職場のメンタルヘルス（ラインケア）
2		3	116	コロナ禍の思春期の心、ネット・スマホ依存 コロナ禍の職場のメンタルヘルス
3		3	130	思春期の心の変化、大人の発達障害、コロナ禍のメンタルヘルスと企業の取り組み
4		2	30	思春期講習会「揺れ動く思春期のころ」 ネット依存症の対応について

(3) 家族会

家族会

年度	区分	実施回数	参加延人員
30		11	111
元		10※ ¹	139
2		8※ ²	82
3		11	95
4		11	115

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回中止。

※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3回中止。

(4) アウトリーチ支援事業

こころの病気や精神的問題を抱える人が地域で自分らしい生活を可能とするために、必要な医療、福祉サービスの利用が促進されるよう、月2回医師・精神保健福祉士・保健師等による訪問支援等を行います。

開始時期

令和4年度

実績表

年度	区分	実施回数	支援件数	
			実件数	延件数
4		21	20(4)	34(5)

※支援対象者がいない場合は会議を開催していません。

※件数の（ ）内は訪問数の再掲です。

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金(※)
① 有 ・ 無	1 / 2	1 / 4	1 / 4		

※対象事業 (1) (2) (4)

精神障害者社会復帰援助事業（デイケア）	所管課	—
		健康推進課

目 的

回復途上にある精神障害者の社会復帰を促進します。

事業内容

日常生活の適応を図るための生活指導及び対人関係改善を目標とした集団生活指導を行っています。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第4条
港区精神障害者社会復帰援助事業実施要綱
港区精神障害者社会復帰援助事業実施要領

開始時期

平成元年

実 績 表

精神障害者社会復帰援助事業（デイケア）実施状況

年度 \ 区分	回数	参加実人数	事業参加延人数
30	48	22	338
元	48	18	346
2	39※	17	348
3	47	14	308
4	48	10	186

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、9回中止。

補助金等 有 ・ ④無				備 考	
----------------	--	--	--	-----	--

自殺対策推進事業	所管課	—
		健康推進課

目 的

「みんなで支え合って、生きる道を選べる港区へ」の実現に向けて、平成 30 年度に「港区自殺対策推進計画（改訂版）」を策定しました。区の地域特性を踏まえ、戦略的に対策を推進するとともに、自殺対策関連施策を総合的に実施します。

根拠法令等

- 自殺対策基本法
- 自殺総合対策大綱
- アルコール健康障害対策基本法 19 条、20 条
- 港区自殺対策推進計画（改訂版）
- 港区自殺未遂者対応支援事業実施要綱
- 港区自殺対策関係機関協議会設置要綱
- 港区自殺対策推進検討委員会設置要綱

事業内容

(1) 人材育成

職員・精神保健関係機関向けに研修等を実施し、相談・支援の充実による自殺の防止を図ります。

開始時期

平成 26 年

実績表

年度	区分	職員向け ゲートキーパー研修		民生委員向け ゲートキーパー研修		職員向け自殺未遂者対応 支援事例検討会	
		開催回数	延人数	開催回数	延人数	開催回数	延人数
30		14	361	-	-	1	36
元		7	196	-	-	1	13
2		6	224	-	-	1	18
3		6	261	-	-	1	22
4		7	297	5	112	1	23

※職員向けゲートキーパー研修は、平成 30 年度は職員悉皆研修含む。

※民生委員向けゲートキーパー研修は、令和 4 年から開始しました。

(2) こころの健康講演会

区民の誰もがゲートキーパーになれるよう、自殺や精神疾患に関する講演会を実施します。

開始時期

平成 22 年 ※平成 25 年度までは精神保健福祉事業の中で計上

実績表

年度	区分	開催回数	参加人数
30		1	44
元		2	108
2		1	25
3		1	30
4		2	160

(3) 港区自殺対策強化月間・うつ支援月間

9 月・3 月を港区自殺対策強化月間、10 月をうつ支援月間とし、保健所や区内図書館での展示、啓発品の配布により、区民の自殺予防やうつ病の理解と支援を促進します。

開始時期

平成 26 年

(4) こころの体温計

区民がパソコンや携帯電話から、自分の精神の健康状態を自己チェックできるシステムにより、セルフケアと早期発見、早期の相談へつなげます。

開始時期

平成 26 年

実績表

年度	区分	アクセス数
30		38,254
元		29,602
2		24,855
3		26,866
4		30,504

(5) 自死遺族のつどい

自死による身近な人を亡くした方（自死遺族）に対して、遺族同士が交流し合う場を「わかちあいの会みなど」（自死遺族のつどい）として実施します。

開始時期

平成 26 年

実績表

年度	区分	開催回数	参加人数
30		6	15
元		5※	25
2		5※	21
3		6	15
4		6	32

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回中止。

(6) 自殺未遂者対応支援事業

港区民で自殺未遂をした人やその家族に対して、関係者からの連絡を基に相談員による相談、関係機関への紹介・同行等を行い、安心して港区で生活できるための支援を行います。

開始時期

平成 27 年

実績表

年度	区分	新規件数	対応実人数	相談延件数
30		24	33	217
元		18	30	358
2		14	38	468
3		16	24	792
4		16	29	759

(7) うつ病家族講座

うつ病や躁うつ病の治療を受けている人の家族が、病気の知識や対応方法について学び、適切な治療の継続、社会復帰及び自殺予防につなげます。

開始時期

平成 29 年

実績表

年度	区分	開催回数	参加人数（延人数）
30		8	103
元		4	40
2		2	23
3		2	43
4		2	42

- (8) 港区自殺対策関係機関協議会、港区自殺対策推進検討委員会
自殺対策を総合的、効果的に推進するために設置されました。関係機関との課題を共有し、庁内関係部署との緊密な連携と協力を図るために協議を行います。

開始時期

平成 25 年

実績表

(開催回数 単位：回)

年度	区分	港区自殺対策関係機関協議会	港区自殺対策推進検討委員会
30		3	7
元		0※	1
2		1	1
3		1	1
4		1	1

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止。

- (9) アルコール依存症家族講座
不適切な飲酒習慣により、アルコール依存症に近い状況にある人の家族が、病気の知識や対応方法について学び、アルコールによる深刻な問題を防ぎます。

開始時期

令和元年

実績表

年度	区分	開催回数	参加人数（延人数）
元		2	37
2		2	32
3		2	40
4		2	20

- (10) インターネット検索連動広告掲載事業
若者が日常的に利用するインターネットの検索サイト Google で、自殺に関連する用語を港区内で検索した時に、港区のホームページへ誘導し適切な相談窓口を周知します。

開始時期

令和元年

実績表

年度	表示回数※1		クリック数※2
	年間	月平均	
元	206,415	17,201	11,464
2	233,550	19,462	13,055
3	336,954	28,079	19,693
4	235,013	19,584	19,572

※1 表示回数：検索ワードに合わせて広告が表示された回数

※2 クリック数：検索ワードに合わせて表示された広告がクリックされた数

- (11) 大学や私立学校を対象とした SOS の出し方に関する講座
SOS の出し方についての教育とともに、身近な同世代の若者が支え手になるように、ゲートキーパーについて学ぶ講座を開催します。

開始時期
令和元年

実績表

年度	区分	開催回数	参加人数（実人数）
元		2	152
2		1※	82
3		1	82
4		2	189

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回中止。

- (12) 子どものSOSの出し方に関する教育の実施
子どもや若者と関わる職員や関係者に対して研修を実施し、子どもの変化やSOSに気づき、適切な対応ができるように研修を開催します。

開始時期
令和元年

実績表

年度	区分	開催回数	参加人数
元		1	44
2		1	42
3		1	18
4		1	20

- (13) 新型コロナこころのサポートダイヤル
感染症に起因する心の不調を訴える区内在住・在勤・在学者に対して、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門職が電話相談に応じます。継続フォローが必要な場合は適切な窓口につなぎ、区民の不安の軽減およびメンタルヘルスの向上を図っています。

開始時期
令和2年4月28日（令和5年3月廃止）

実績表

年度	区分	相談件数
2		416
3		257
4		97

※令和2年は4月28日から開始しました。

- (14) 自殺対策SNS等相談事業(開始時期 令和4年3月)
SNS等を利用した相談事業を行うNPO法人と協定を締結し、SNS等相談により区の継続支援が必要と判断された対象者の支援を行います。
- (15) 港区夜間いのちの相談ダイヤル（令和5年4月開始）
夜間帯における電話相談体制を強化し、自死を考慮するほどつらい気持ちを抱えている人の心の状態を安定させるとともに、必要な医療及び福祉サービスを紹介し、適切な相談支援機関へつなげることにより自殺を未然に防止します。

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合	都負担割合 1/2 (1)~(5)(7)(9) 2/3 (6)(10)~(12)	区負担割合 1/2 (1)~(5)(7)(9) 1/3 (6)(10)~(12)	補助金名等	東京都地域自殺対策強化交付金
① 有 ・ 無	—	都負担割合 1/2 (8)	区負担割合 1/2 (8)	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金
① 有 ・ 無	—	都負担割合 3/4 (13)	区負担割合 1/4 (13)	補助金名等	新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業補助金

がん患者の在宅緩和ケア支援	所管課	—
		健康推進課

目 的

港区在宅療養がん患者が容態急変時や家族の負担軽減のため入院が必要となったとき、受け入れ可能な病床を確保することで患者や介護する家族の不安を軽減します。

事業内容

港区区民で、港区が指定する在宅療養支援診療所から容態急変時やレスパイト等の病床の申込みがあった場合に、受託病院（北里大学北里研究所病院）で入院を受け入れます。

実績表

容態急変時病床（1床）確保事業（レスパイト利用も含む）

区分 年度	病床利用期間（延日数）
30	23
元	41
2	—
3	—
4	—

※レスパイト…在宅療養患者の家族の一時的な外出や休憩のサポート

補助金等 ⑦・無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村 包括補助事業補助金
-------------	------------	----------------	----------------	-------	-------------------------

がん在宅緩和ケア支援センター事業 (ういケアみなと)	所管課	—
		健康推進課

目 的

がん患者(がん患者であった者を含む。)が住み慣れた地域で安心して療養生活を営むことができるよう、がん患者及びその家族を支援します。なお、がん在宅緩和ケア支援センター(ういケアみなと)は、学校法人慈恵大学を指定管理者として運営しています。

事業内容

- (1) がんの医療相談又はがんの在宅における緩和ケア(がん患者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする看護その他の行為をいう。)に係る相談に関すること。
- (2) がん患者の在宅における療養生活の支援に関すること。
- (3) がん患者及びその家族並びにそれらを支援する者の交流に関すること。
- (4) がん対策に係る普及啓発に関すること。
- (5) がん患者及びその家族の支援に係る関係機関の調整に関すること。
- (6) がん患者及びその家族を支援する者の育成に関すること。
- (7) センターの施設の利用に関すること。

根拠法令等

港区立がん在宅緩和ケア支援センター条例
 港区立がん在宅緩和ケア支援センター条例施行規則
 港区立がん在宅緩和ケア支援センター利用登録要綱

開始時期

平成30年4月

関係発行物

港区立がん在宅緩和ケア支援センター ういケアみなと(パンフレット)

実績表

年度 \ 区分	来館者数	がん相談(面談・電話) 件数	アピランス(外見) 相談件数
30	1,838	244	4
元	1,999	274	23
2	1,970	240	13
3	2,333	270	10
4	2,468	287	3

補助金等 (有)・無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金
---------------	------------	----------------	----------------	-------	-------------------------

がん治療に伴う外見ケア（ウィッグ等購入）助成	所管課	—
		健康推進課

目 的

がんの治療に伴う脱毛や、手術による乳房の切除など、外見の影響をケアするためのウィッグ（かつら）や帽子、胸部補整具等の購入経費の一部を助成することにより、がんの治療に取り組む区民の心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、就労継続などの社会生活を支援します。

事業内容

（１） 助成対象

ア ウィッグ（かつら）

イ 胸部補整具

ウ 帽子

※令和４年４月１日から助成対象品に追加

（２） 助成対象者

がんと診断され、現在治療を行っている区民

（３） 助成金額

30,000円又は購入経費の７割のいずれか低い額（100円未満切捨て）

（助成対象者１人につき１回限り）

根拠法令等

港区がん患者ウィッグ等購入費助成金交付要綱

開始時期

平成29年５月

実績表

（単位：件）

区分 年度	性別	対象品							合計
		ウィッグのみ	胸部補整具のみ	帽子のみ	ウィッグと胸部補整具	帽子とウィッグ	帽子と胸部補整具	帽子、胸部補整具とウィッグ	
30	男	2	—		—				116
	女	86	26		2				
元	男	1	—		—				93
	女	76	12		4				
2	男	2	—		—				91
	女	68	17		4				
3	男	2	—		—				104
	女	91	11		0				
4	男	4	—	1	—	0	—	—	122
	女	88	8	0	3	16	1	1	

補助金等有	・	無			備考	
-------	---	---	--	--	----	--

がんの知識に関する普及・啓発	所管課	—
		健康推進課

目 的

がんの早期発見、早期治療について幅広く区民に周知・啓発するため、がん検診、がん対策に関するイベントを実施しています。

事業内容

がん対策普及啓発イベント「がん対策みなど」

根拠法令等

健康増進法

港区地域保健福祉計画

開始時期

平成28年4月

実績表

普及啓発イベント

区分 年度	開催日	場 所	内 容	参加人数
30	平成30年10月20日（土）	六本木ヒルズ ハリウッドビューティプラザ	がん対策みなど 2018	240
元	令和元年10月5日（土）	六本木ヒルズ ハリウッドビューティプラザ	がん対策みなど 2019	245
2	令和2年10月31日（土）	・赤坂区民センター ・YouTubeによるオンライン配信	がん対策みなど 2020	169
3	令和3年11月3日（水）	・郷土歴史館「旧講堂」4階 ・がん在宅緩和ケア支援センターういケアみなど5階 ・白金台区民協働スペース6階 ・YouTubeによるオンライン配信	がん対策みなど 2021 ～コロナ禍のいま、 がんと向き合い考える～	108
4	令和4年11月3日（木）	・白金台区民協働スペース ・がん在宅緩和ケア支援センターういケアみなど	がん対策みなど 2022 in ういケアみなど ～がんと共に生きる～	203

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

健康診査事業	所管課	—
		健康推進課

目 的

高齢社会を迎え、心疾患・脳血管障害など生活習慣病に対する予防対策が重要な課題となる中、生活習慣病の早期発見と早期治療を目指します。

事業内容

(1) 特定健康診査

国保年金課から執行委任を受け、40歳から75歳未満の区民で、4月1日現在港区国民健康保険に加入している人を対象に、港区医師会に委託してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施しています。検査項目は、問診、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査、内科診察をします。必要に応じて、胸部X線撮影、心電図検査、眼底検査等を実施しています。診査結果に基づいて栄養や運動に関する保健指導や自己の健康管理についての指導を行います。

糖尿病性腎症などの早期発見のため、前年度に港区特定健康診査を受診し検査結果がHbA1c6.5%以上かつ尿蛋白（-）又は（±）の人には、微量アルブミン尿検査を実施しています。検査項目は尿検査です。診査結果に基づいて、専門医療機関での精密検査を勧奨しています。

(2) 基本健康診査

40歳以上の区民で生活保護受給者や他に健診の受診機会がない人を対象に、港区医師会に委託して健康診査を実施しています。また、国保年金課から執行委任を受け、健診受診時に後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に加入している人の健康診査を実施しています。（検査項目は特定健康診査と同じ）

(3) 区民健康診査（30（さんまる）健診）

30歳から39歳の若い世代の区民を対象に、港区医師会、医療法人社団こころとからだの元氣プラザに委託して区民健康診査（30（さんまる）健診）を実施しています。（検査項目は特定健康診査と同じ）

根拠法令等

健康増進法第4条、17条、19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第4号
 高齢者の医療の確保に関する法律第20条
 港区基本健康診査事業実施要綱
 港区国民健康保険特定健康診査事業実施要綱
 港区区民健康診査実施要綱
 集合契約による特定健康診査費用助成事業実施要綱

開始時期

- (1) 特定健康診査 平成20年、微量アルブミン尿検査 令和3年
- (2) 基本健康診査 昭和59年（※老人保健法に基づく開始時期）
- (3) 区民健康診査（30（さんまる）健診） 平成5年

実績表

健康診査受診状況その1

年度	区分 性別	受診者		検査結果		尿検査		
		基本検査	詳細な検査及び区独自検査	異常なし	有所見者	蛋白陽性	糖陽性	潜血陽性
30		22,354	23,988	1,652	20,702	1,484	576	2,826
元		22,372	23,923	1,596	20,776	1,363	634	2,835
2		19,607	20,892	1,364	18,243	1,268	687	2,492
3		21,372	22,843	1,307	20,065	1,371	820	2,885
4	男	7,198	7,466	318	6,878	640	563	544
	女	13,482	14,636	1,079	12,403	722	357	2,061
	計	20,680	22,102	1,397	19,281	1,362	920	2,605

(1) 特定健康診査所見内訳

年齢区分	区分 性別	受診者		検査結果		尿検査		
		基本検査	詳細な検査及び区独自検査	異常なし	有所見者	蛋白陽性	糖陽性	潜血陽性
	男	3,944	3,933	239	3,705	271	289	237
	女	7,219	7,201	848	6,371	228	132	1,036
	計	11,163	11,134	1,087	10,076	499	421	1,273
40～44歳	男	269	266	34	235	11	4	12
	女	604	598	187	417	31	3	80
	計	873	864	221	652	42	7	92
45～49歳	男	387	386	34	353	17	15	16
	女	707	705	175	532	20	8	93
	計	1,094	1,091	209	885	37	23	109
50～54歳	男	430	426	41	389	23	21	23
	女	854	851	144	710	34	8	111
	計	1,284	1,277	185	1,099	57	29	134
55～59歳	男	523	523	36	487	40	44	21
	女	897	892	87	810	20	18	115
	計	1,420	1,415	123	1,297	60	62	136
60～64歳	男	531	528	30	501	24	38	22
	女	935	933	78	857	20	15	138
	計	1,466	1,461	108	1,358	44	53	160
65～69歳	男	672	672	28	644	57	58	47
	女	1,209	1,209	83	1,126	34	30	158
	計	1,881	1,881	111	1,770	91	88	205
70～74歳	男	1,132	1,132	36	1,096	99	109	96
	女	2,013	2,013	94	1,919	69	50	341
	計	3,145	3,145	130	3,015	168	159	437

(単位：人)

所 見 内 訳 (延数)									
高血圧	心臓疾患	糖尿病	肝疾患	貧血	腎機能障害	肥満	高脂血症	高尿酸血症	その他
9,458	5,262	9,325	3,939	3,387	6,175	3,399	14,130	2,132	5,854
9,515	5,281	9,168	4,029	3,368	6,544	3,537	14,237	2,058	6,291
8,729	4,611	7,693	3,452	2,988	5,830	3,351	12,483	1,765	5,924
9,585	5,473	8,844	3,877	3,299	6,505	3,727	13,833	1,999	6,858
3,710	2,037	3,358	1,695	1,350	2,369	1,825	4,443	1,383	1,961
5,451	3,035	5,193	1,805	2,125	4,445	1,815	8,462	486	3,939
9,161	5,072	8,551	3,500	3,475	6,814	3,640	12,905	1,869	5,900

(4年度)

1,708	801	1,603	1,127	450	979	1,106	2,549	795	1,007
1,964	1,069	2,367	1,055	843	1,829	923	4,437	168	1,933
3,672	1,870	3,970	2,182	1,293	2,808	2,029	6,986	963	2,940
40	28	48	89	15	24	73	154	54	46
28	67	84	44	88	98	63	180	5	118
68	95	132	133	103	122	136	334	59	164
82	50	107	139	25	54	120	254	77	84
61	66	121	65	123	125	88	288	9	153
143	116	228	204	148	179	208	542	86	237
126	61	151	167	34	81	139	285	93	89
144	94	220	136	129	158	126	458	20	179
270	155	371	303	163	239	265	743	113	268
212	86	204	157	41	116	160	341	101	127
174	125	283	164	96	191	98	594	18	240
386	211	487	321	137	307	258	935	119	367
218	93	224	160	64	123	154	368	104	121
234	147	334	155	98	255	120	612	23	276
452	240	558	315	162	378	274	980	127	397
364	163	294	167	103	181	187	421	144	210
428	192	471	197	96	331	164	845	34	343
792	355	765	364	199	512	351	1,266	178	553
666	320	575	248	168	400	273	726	222	330
895	378	854	294	213	671	264	1,460	59	624
1,561	698	1,429	542	381	1,071	537	2,186	281	954

微量アルブミン尿検査

(単位：人)

4	受診券送付者数	受診者数	専門医療機関受診者数
	507	254	8

(2) 基本健康診査所見内訳
後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の基本健康診査所見内訳

区分 年度	性別	受診者		検査結果		尿検査		
		基本 検査	詳細な検査 及び区独自 検査	異常 なし	有所見者	蛋白 陽性	糖陽性	潜血 陽性
4	男	2,961	2,961	66	2,895	344	257	288
	女	5,681	5,681	187	5,494	467	206	938
	計	8,642	8,642	253	8,389	811	463	1,226

基本健康診査所見内訳

区分 年齢区分	性別	基本 検査	詳細な検査 及び区独自 検査	異常 なし	有所見者	蛋白 陽性	糖陽性	潜血 陽性
	40～44歳	男	293	293	13	278	25	17
女		582	582	44	538	27	19	87
計		875	875	57	816	52	36	106
45～49歳	男	23	23	1	22	0	0	0
	女	49	49	13	36	3	1	11
	計	72	72	14	58	3	1	11
50～54歳	男	25	25	4	20	0	2	2
	女	55	55	7	48	1	2	6
	計	80	80	11	68	1	4	8
55～59歳	男	32	32	1	31	2	1	1
	女	72	72	5	67	4	0	13
	計	104	104	6	98	6	1	14
60～64歳	男	39	39	3	36	4	1	3
	女	83	83	6	77	0	4	12
	計	122	122	9	113	4	5	15
65～69歳	男	37	37	2	34	1	2	2
	女	68	68	7	61	3	4	12
	計	105	105	9	95	4	6	14
70～74歳	男	34	34	1	33	3	1	3
	女	55	55	1	54	2	4	9
	計	89	89	2	87	5	5	12
75歳以上	男	44	44	0	44	5	3	4
	女	55	55	1	54	2	2	6
	計	99	99	1	98	7	5	10
75歳以上	男	59	59	1	58	10	7	4
	女	145	145	4	141	12	2	18
	計	204	204	5	199	22	9	22

集合契約受診状況

4	男		279					
	女		1,172					
	計		1,451					

(単位：人)

所 見 内 訳 (延数)									
高血圧	心臓疾患	糖尿病	肝疾患	貧血	腎機能障害	肥満	高脂血症	高尿酸血症	その他
1,860	1,166	1,632	486	855	1,309	637	1,718	529	866
3,308	1,848	2,619	647	1,163	2,420	789	3,645	293	1,821
5,168	3,014	4,251	1,133	2,018	3,729	1,426	5,363	822	2,687

(4年度)

142	70	123	82	45	81	82	176	59	88
179	118	207	103	119	196	103	380	25	185
321	188	330	185	164	277	185	556	84	273
5	2	4	10	0	2	8	17	9	5
1	5	9	7	7	10	4	15	0	18
6	7	13	17	7	12	12	32	9	23
4	1	7	9	2	2	7	13	6	4
6	5	9	5	14	10	5	26	0	8
10	6	16	14	16	12	12	39	6	12
8	6	9	10	4	4	13	19	7	10
16	8	20	12	8	20	15	52	2	17
24	14	29	22	12	24	28	71	9	27
18	7	13	10	5	11	16	24	7	12
13	4	28	22	8	21	11	56	3	23
31	11	41	32	13	32	27	80	10	35
19	8	15	11	2	8	10	22	10	8
17	8	24	14	9	22	11	46	5	23
36	16	39	25	11	30	21	68	15	31
18	6	12	6	7	11	9	25	6	8
19	13	28	9	7	24	14	42	2	20
37	19	40	15	14	35	23	67	8	28
29	16	27	14	7	17	12	26	9	19
25	14	21	11	8	15	9	43	2	21
54	30	48	25	15	32	21	69	11	40
41	24	36	12	18	26	7	30	5	22
82	61	68	23	58	74	34	100	11	55
123	85	104	35	76	100	41	130	16	77

健康診査受診状況その2

受診券発行枚数に対する健診受診率

(4年度)

健診種別	受診券発行枚数(枚) A	健診受診者数(人) B	受診率(%) B/A
特定健康診査	31,870	11,163	35.0
後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の健康診査	22,606	8,642	38.2
基本健康診査	4,656	875	18.8

(参考)

(単位:人)

令和4年度港区特定健康診査実施率(%)		37.91%	
算定式	当該年度中に実施した特定健康診査の受診者数/40~74歳の被保険者数		
条件	分子・分母の数から、年度途中における国保加入者及び国保離脱者等の数は除外		
特定健康診査対象者数	31,870	特定健康診査実施者数	11,163
対象者数のうち年度途中における国保加入及び国保離脱等の数	△4,129	実施者数のうち年度途中における国保加入及び国保離脱等の数	△645
計	27,741	計	10,518

※ 特定健康診査の実績、後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の健康診査の実績は、「港区の保健福祉 令和5年度(2023年度)版 事業概要」にも掲載されていますが、参考として掲載します。

※ 集合契約の健康診査は、40歳以上の社会保険等加入者の被扶養者等の健康診査受診者1,451人の内、「健康増進法」に基づき、「詳細な検査及び区独自検査」を実施した実績です。(「詳細な検査及び区独自検査」は、平成20年度から実施しています。)

健康診査受診状況その3

特定健康診査受診者に対して、メタボリック判定及び特定保健指導階層化を行います。
 生活習慣の改善の必要性があると判定された人に対しては特定保健指導を実施します。
 (4年度)(単位:人)

性別	メタボリック判定				特定保健指導階層化			
	基準該当	予備群	非該当	計	積極的支援	動機づけ支援	情報提供	計
男	1,127	753	2,064	3,944	346	485	3,113	3,944
女	436	321	6,462	7,219	79	317	6,823	7,219
計	1,563	1,074	8,526	11,163	425	802	9,936	11,163

※メタボリック判定は、メタボリックシンドローム判定基準に基づき、医師が判定します。
 ※特定保健指導階層化は、選定基準に基づき、特定保健指導の対象者を選定します。

メタボリック判定該当率

(4年度)(単位:人)

区分	人数	該当率A・B・C/D (%)
A メタボリック基準該当者	1,563	14.0
B メタボリック予備群該当者	1,074	9.6
C メタボリック非該当者	8,526	76.4
D 計	11,163	100.0

特定保健指導該当率

(4年度)(単位:人)

区分	人数	該当率A・B・C/D (%)
A 積極的支援	425	3.8
B 動機づけ支援	802	7.2
C 情報提供	9,936	89.0
D 計	11,163	100.0

参考資料

令和4年度特定保健指導実施状況 (単位:人)

積極的支援	対象者数	356
	初回面談終了者	59
動機づけ支援	対象者数	719
	初回面談終了者	130

(3) 区民健康診査 (30 (さんまる) 健診)

実績表

(単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4		
						計	施設※	医師会委託
来所者数		2,616	2,609	2,509	2,642	2,382	379	2,003
胸部X線受診者数		2,314	2,192	2,238	2,268	2,029	370	1,659
心電図受診者数		1,830	1,850	1,863	1,882	1,645	5	1,640
血圧測定受診者数		2,615	2,609	2,509	2,642	2,380	378	2,002
尿検査	受診者数	2,596	2,597	2,499	2,634	2,369	377	1,992
	蛋白陽性	96	117	94	79	91	2	89
	糖陽性	7	11	5	14	16	4	12
	潜血陽性	250	214	200	213	212	53	159
指導区分	異常なし	1,029	935	887	979	859	32	827
	要指導	1,520	1,619	1,543	1,609	1,468	295	1,173
	要医療	67	55	76	54	30	28	2
指導・要医療者所見 内訳(延 数・疑いを 含む)	高血圧	77	116	70	96	73	7	66
	心疾患	142	168	160	192	127	9	118
	糖尿病	156	157	148	155	136	13	123
	腎疾患	269	287	210	210	196	45	151
	肝疾患	212	264	239	305	254	68	186
	血液疾患	53	41	59	48	60	60	0
	呼吸器系	12	9	13	11	11	11	0
	肥満	182	176	170	198	174	41	133
	高脂血症	138	111	177	124	177	177	0
その他	280	356	354	382	373	0	373	

※施設は、(医) ところとからだの元氣プラザです。

補助金等 ①・無	国負担割合 -	都負担割合 2/3	区負担割合 1/3	補助金名等	「健康増進法」に基づく都 負担(補助)金(※)
-------------	------------	--------------	--------------	-------	----------------------------

※対象事業 (2) 基本健康診査

- ・40歳以上の生活保護受給世帯対象の負担割合は、上記のとおりとなります。
- ・上記以外の年齢…区負担割合 10/10

健康診査事業（骨粗しょう症検診）	所管課	—
		健康推進課

目 的

早期に骨量減少者を発見することで、女性の骨折の基礎疾患となる骨粗しょう症を予防することを目的とします。

事業内容

区民で40歳以上の5歳毎節目年齢の女性及び、過去5年以内に検診を受診したことのない20歳以上の女性に対して、骨密度測定を行っています。

※1

根拠法令等

健康増進法

港区骨粗しょう症検診事業実施要綱

開始時期

平成7年

実績表

骨粗しょう症検診受診状況 (単位：人)

年 度	区 分	受診者計	指 導 区 分		
			標 準	要指導	要精密
30		1,764	1,256	343	165
元		1,739	1,240	315	184
2		1,322	938	240	144
3		2,955	2,312	431	212
4 年 度	総 数	2,699	2,159	383	157
	40 歳	385	375	9	1
	45 歳	372	357	14	1
	50 歳	489	461	21	7
	55 歳	492	419	53	20
	60 歳	378	254	93	31
	65 歳	280	144	101	35
	70 歳	303	149	92	62

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 2 / 3	区負担割合 1 / 3	補助金名等	「健康増進法」に基づく都負担(補助)金
-----------------	------------	----------------	----------------	-------	---------------------

骨粗しょう症検診(40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳対象)の負担割合は上記のとおりとなります。

※上記以外の年齢…区負担割合 10 / 10

※1 令和3年度から検診の対象年齢を変更しました。対象年齢(40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳)

健康診査事業（お口の健診）	所管課	—
		健康推進課

目 的

健康づくりを推進するため、継続的に口のお口の健康管理をサポートし、区民一人ひとりにあった口のお口の健康維持や増進に向けて支援します。

（１）お口の健診

事業内容

20歳以上の区民及び20歳未満の妊婦を対象に、港区芝歯科医師会・港区麻布赤坂歯科医師会に委託して、問診、歯の診査、だ液の検査、噛む機能（ガム）の検査、舌の汚れの検査、舌・口唇機能検査、嚥下機能検査（75歳以上のみ）、結果の説明、お口からの健康指導を行います。前期後期の年2回実施しています。

根拠法令等

健康増進法第17条、第19条の2

健康増進法施行規則第4条の2第1号

港区お口の健康診査実施要綱

開始時期

平成20年4月

実績表

お口の健診受診状況

（単位：人）

区分 年度	受診者数	良好な 状態	所見内訳（複数所見あり）			
			a. 歯肉炎、歯 周炎の疑い	b. むし歯の疑 い	c. 歯が抜けた ままになっ ている	d. 歯並び、か み合わせ等 の異常
30	21,831	7,275	10,044	5,265	1,258	313
元	24,002	9,864	10,829	5,320	1,184	341
2	20,781	8,184	8,899	3,756	688	284
3	25,606	9,870	11,244	4,553	1,395	418
4	26,941	10,668	11,439	4,757	1,566	394

お口の健診受診状況の詳細

(4年度) (単位:人)

年齢 区分	区 分	受診者数	良好な 状態	所見内訳 (複数所見あり)			
				a. 歯肉炎、 歯周炎の 疑い	b. むし歯 の疑い	c. 歯が抜け たまにな っている	d. 歯並び、 かみ合わせ 等の異常
総計	男	9,824	3,410	4,592	1,923	634	117
	女	17,117	7,258	6,847	2,834	932	277
	計	26,941	10,668	11,439	4,757	1,566	394
20～29 歳	男	347	130	160	87	4	10
	女	561	280	169	117	9	14
	計	908	410	329	204	13	24
30～39 歳	男	1,068	398	432	323	13	17
	女	2,227	1,023	735	543	29	64
	計	3,295	1,421	1,167	866	42	81
40～49 歳	男	1,721	694	726	379	46	28
	女	3,142	1,552	1,021	584	85	52
	計	4,863	2,246	1,747	963	131	80
50～59 歳	男	1,858	674	823	328	117	25
	女	3,359	1,501	1,309	531	145	61
	計	5,217	2,175	2,132	859	262	86
60～69 歳	男	1,788	633	861	271	158	25
	女	2,600	1,058	1,118	349	188	37
	計	4,388	1,691	1,979	620	346	62
70～79 歳	男	1,903	569	981	308	180	9
	女	3,101	1,207	1,390	409	268	29
	計	5,004	1,776	2,371	717	448	38
80～89 歳	男	1,020	288	539	202	107	2
	女	1,861	578	962	260	175	19
	計	2,881	866	1,501	462	282	21
90 歳～	男	119	24	70	25	9	1
	女	266	59	143	41	33	1
	計	385	83	213	66	42	2

(2) 8020 達成者表彰事業

事業内容

80歳以上で20本以上の歯を保有している区民の募集を行い、口腔診査を経て、該当する人を表彰します。

根拠法令等

健康増進法第4条、17条

港区口と歯の健康に関する普及啓発事業実施要綱

開始時期

平成 15 年 6 月

実績表

年度	30	元	2	3	4
表彰者数(人)	112	115	117	157	151

(3) 口腔がん検診

事業内容

40 歳以上の区民を対象に、港区芝歯科医師会・港区麻布赤坂歯科医師会に委託して、年 1 回、問診、視診、触診、自己検査法、生活習慣改善指導を行います。

根拠法令

健康増進法第 17 条、第 19 条の 2

港区お口の健康診査実施要綱

開始時期

平成 29 年 6 月

実績表

(単位：人)

区分 年度	一般検査				精密検査(疑いを含む)			
	受診者	検査結果			報告 件数	検査結果		
		異常なし	経過観察	要精密者		異常なし	口腔がん	その他
30	7,583	7,208	301	74	72	32	1	39
元	10,070	9,595	365	110	80	47	1	32
2	9,781	9,388	309	84	62	36	—	26
3	12,891	12,388	406	97	73	40	1	32
4	13,708	13,205	391	112	90	48	—	42

補助金等 ⑦・無	国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 事業費-都補助額	補助金名等	後期高齢者医療制度歯科健康診 査事業費補助金(※1)
-------------	------------	-----------------	-------------------	-------	-------------------------------

※1 対象事業(1)お口の健診 受診者のうち都広域連合の定めた交付基準の対象者に対する健診

健康診査事業（がん検診）

所管課

健康推進課

目 的

各種がんの早期発見に努め、区民の健康保持及び増進を図ることを目的とします。

（１）大腸がん検診

事業内容

40歳以上の区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。

根拠法令等

健康増進法

港区がん検診実施要綱

開始時期

平成2年

実 績 表

大腸がん検診受診状況

（単位：人）

区 分 年 度	一般検査			精密検査（疑いを含む）			
	受診者	検査結果		報告件数	検査結果		
		異常なし	要精密者		異常なし	大腸がん	その他
30	29,112	27,072	2,040	1,647	343	61	1,243
元	29,030	27,053	1,977	1,407	224	50	1,133
2	25,944	24,199	1,745	1,203	128	25	1,050
3	28,513	26,888	1,625	1,092	112	38	942
4	27,206	25,727	1,479	※			

※がん検診の精密検査受診率を向上させ、検診事業の評価をより正確に行うため、平成30年度受診分からデータ収集方法を変更しています。そのため、現時点では令和4年度の精密検査の正確な数値が把握できないため、これについては令和6年度に記載をします。

(2) 胃がん検診

事業内容

40歳以上の区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。(40歳以上の人は胃部X線検査、50歳以上の偶数年齢の人は胃内視鏡検査又は胃部X線検査を選択可能)

根拠法令等

健康増進法

港区がん検診実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

胃部X線検査受診状況 (単位：人)

区分 年度	一般検査				精密検査（疑いを含む）			
	受診者	検査結果			報告件数	検査結果		
		異常なし	経過観察	要精密者		異常なし	胃がん	その他
30	15,678	10,257	4,232	1,189	1,023	155	13	855
元	14,066	9,005	4,005	1,056	904	130	8	766
2	12,026	7,725	3,569	732	600	22	2	576
3	12,650	8,100	3,759	791	632	39	4	589
4	11,521	7,412	3,406	703	※5			

胃内視鏡検査受診状況 (単位：人)

区分 年度	一般検査					精密検査（疑いを含む）				
	受診者	総合判定				要精密者 ※3	報告件数	検査結果		
		胃がんの 疑いなし	胃がん の疑い	胃がん あり	胃がん以外 の悪性病変			異常なし	胃がん	その他
30	※1 3,242	3,157	65	11	8	377	210	25	15	170
元	※1 4,322	4,240	45	8	28	526	46	10	9	27
2	※2 3,497	3,421	35	5	31	460	168	61	10	97
3	※4 4,658	4,565	54	8	29	492	126	70	6	50
4	※5 4,431	4,366	40	3	18	407	※6			

※1 1人は検査中断、判定不能。

※2 5人は検査中断、判定不能。

※3 集計に誤りがあったため、再集計し修正しました。

※4 2人は検査中断、判定不能。

※5 4人は検査中断、判断不能。

※6 がん検診の精密検査受診率を向上させ、検診事業の評価をより正確に行うため、平成30年度受診分からデータ収集方法を変更しています。そのため、現時点では令和4年度の精密検査の正確な数値が把握できないため、これについては令和6年度に記載をします。

(3) 肺がん検診

事業内容

40歳以上の区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。

根拠法令等

健康増進法

港区がん検診実施要綱

開始時期

昭和62年

実績表

肺がん検診受診状況 (単位：人)

区分 年度	一般検査				精密検査（疑いを含む）			
	受診者	検査結果			報告件数	検査結果		
		異常なし	経過観察	要精密者		異常なし	肺がん	その他
30	27,987	22,263	4,686	1,038	808	315	12	481
元	28,190	21,773	5,476	941	734	228	14	492
2	25,273	19,355	5,079	839	530	130	7	393
3	28,076	21,050	6,117	909	605	183	8	414
4	27,091	20,776	5,444	871	※			

※がん検診の精密検査受診率を向上させ、検診事業の評価をより正確に行うため、平成30年度受診分からデータ収集方法を変更しています。そのため、現時点では令和4年度の精密検査の正確な数値が把握できないため、これについては令和6年度に記載をします。

(4) 喉頭がん検診

事業内容

40歳以上で喫煙指数^(※)600以上等の区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。(※喫煙指数＝1日の喫煙本数×喫煙年数)

根拠法令等

港区がん検診実施要綱

開始時期

平成18年

実績表

喉頭がん検診受診状況 (単位：人)

区分 年度	一般検査				精密検査（疑いを含む）			
	受診者	検査結果			報告件数	検査結果		
		異常なし	経過観察	要精密者		異常なし	喉頭がん	その他
30	4,456	4,000	414	42	33	6	0	27
元	4,400	4,004	341	55	42	12	1	29
2	2,199	1,883	287	29	16	5	-	11
3	2,554	2,153	352	49	27	7	0	20
4	2,799	2,464	304	31	※			

※がん検診の精密検査受診率を向上させ、検診事業の評価をより正確に行うため、平成30年度受診分からデータ収集方法を変更しています。そのため、現時点では令和4年度の精密検査の正確な数値が把握できないため、これについては令和6年度に記載をします。

(5) 前立腺がん検診

事業内容

55歳から75歳の奇数年齢に該当する男性区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。

根拠法令等

港区がん検診実施要綱

開始時期

平成18年

実績表

前立腺がん検診受診状況 (単位：人)

区分 年度	一般検査			精密検査（疑いを含む）			
	受診者	異常なし	要精密者	報告件数	検査結果		
異常なし					前立腺がん	その他	
30	2,750	2,507	243	174	12	9	153
元	2,755	2,531	224	156	21	8	127
2	2,450	2,246	204	127	16	4	107
3	2,730	2,476	254	159	22	4	133
4	2,776	2,524	252	※			

※がん検診の精密検査受診率を向上させ、検診事業の評価をより正確に行うため、平成30年度受診分からデータ収集方法を変更しています。そのため、現時点では令和4年度の精密検査の正確な数値が把握できないため、これについては令和6年度に記載をします。

(6) 子宮頸がん検診

事業内容

20歳以上の女性区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。(30、33、36、39歳で希望する人には、細胞診に加え、HPV(ヒトパピローマウイルス)検査を実施しています。)

根拠法令等

健康増進法

港区がん検診実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

子宮頸がん検診受診状況

(単位：人)

区分 年度	一般検査			精密検査(疑いを含む)			
	受診者	検査結果		報告件数	検査結果		
		異常なし	要精密者		異常なし	子宮頸がん	その他
30	18,942	18,551	391	284	62	10	212
元	18,522	18,145	377	263	42	5	216
2	16,569	16,239	330	244	51	5	188
3	18,839	18,496	343	207	33	3	171
4	18,298	18,014	284	※			

※平成30年度から令和4年度までの受診状況は、国の「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」に基づき実施した数も含まれます。

※1 がん検診の精密検査受診率を向上させ、検診事業の評価をより正確に行うため、平成30年度受診分からデータ収集方法を変更しています。そのため、現時点では令和4年度の精密検査の正確な数値が把握できないため、これについては令和6年度に記載をします。

HPV検査実施状況 (単位：人)

区分 年度	受診者	検査結果	
		陰性	陽性
30	1,546	1,299	247
元	1,266	1,011	255
2	1,296	1,003	293
3	1,294	1,051	243
4	1,160	902	258

(7) 乳がん検診

事業内容

30歳以上の女性区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。また、受診者には、乳がんの自己検診の方法、乳がんに対する正しい知識の普及を図っています。(30歳から39歳の人を対象に、視触診を実施しています。40歳以上の人は、前年度マンモグラフィ検査未受診の人を対象に、マンモグラフィ検査を実施しています。)

根拠法令等

健康増進法

港区がん検診実施要綱

開始時期

昭和63年

実績表

乳がん検診受診状況 (単位：人)

区分 年度	一般検査			精密検査(疑いを含む)			
	受診者	検査結果		報告件数	検査結果		
		異常なし	要精密者		異常なし	乳がん	その他
30	3,536	3,425	111	85	36	1	48
	9,546	8,559	987	871	304	44	523
元	3,019	2,904	115	90	31	1	58
	8,966	8,056	910	786	192	36	558
2	2,668	2,574	94	78	16	0	62
	8,317	7,472	845	744	161	28	555
3	2,770	2,688	82	53	13	0	40
	9,406	8,462	944	796	228	39	529
4	2,412	2,323	89	※1			
	9,059	8,308	751				

※上段は視触診受診者数、下段はマンモグラフィ検査受診者数です。

※マンモグラフィ検査は区内指定医療機関及び(医)こころとからだの元氣プラザで実施しています。

※平成30年度から令和4年度までの受診状況は、国の「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」に基づき実施した数も含みます。

※1 がん検診の精密検査受診率を向上させ、検診事業の評価をより正確に行うため、平成30年度受診分からデータ収集方法を変更しています。そのため、現時点では令和4年度の精密検査の正確な数値が把握できないため、これについては令和6年度に記載をします。

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金 (※1)
	1/2	-	1/2		
	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金 (※2)
	-	1/2	1/2		

※1 対象事業「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」

※2 対象事業「がん検診精度管理向上事業」

各種のがん検診…区負担割合 10/10

健康診査事業（まとめ）	所管課	—
		健康推進課

令和4年度健康診査・各種がん検診のまとめ（特定健康診査、基本健康診査を除く。）

事業名	対象人口 (A) ※1	対象者数 (B) ※2	受診者数 (C)	受診率(%) (D) (C/B)
区民健康診査(30(さんまる)健診) (30歳以上39歳以下)	41,884	16,540	2,382	14.4
骨粗しょう症検診 (40・45・50・55・60・65・70歳 の女性)	13,113	13,875	2,699	19.5
お口の健診 (20歳以上)	215,548	215,548	26,941	12.5
大腸がん検診 (40歳以上)	145,769	81,048	27,206	33.6
胃がん検診 (40歳以上)	145,769	75,654	15,952	21.1
胃がん検診 (50歳以上)	97,660	50,686	12,421	※3 35.7
肺がん検診 (40歳以上)	145,769	80,610	27,091	33.6
喉頭がん検診 (40歳以上) *	145,769	145,769	2,799	
前立腺がん検診 (55歳から75歳の奇数年齢) *	13,423	13,423	2,776	20.7
子宮頸がん検診 (20歳以上)	115,838	66,954	18,298	※3 38.3
乳がん検診(視触診) (30歳以上39歳以下) *	22,413	22,413	2,412	10.8
乳がん検診(マンモグラフィ) (40歳以上)	79,181	48,380	9,059	※3 38.2
口腔がん検診 (40歳以上)	145,769	145,769	13,708	9.4

※1 対象人口(A)は、令和4年4月1日現在の住民基本台帳上の人口です。

※2 「*」印の事業を除いた対象者数(B)については、区民健康診査(30(さんまる)健診)、骨粗しょう症検診は、受診券送付数です(随時発行含む)。大腸、胃、肺、子宮頸、乳がん(マンモグラフィ)検診については、東京都が定める区部の対象人口率(職場や人間ドック等で受診機会がある人と入院や療養中等で検診を受診できない人を除いた住民の割合:大腸がん検診55.6%、胃がん検診51.9%、肺がん検診55.3%、子宮頸がん検診57.8%、乳がん(マンモグラフィ)検診61.1%)を対象人口(A)に乗じた数です。

※3 胃がん検診(50歳以上)・子宮頸・乳がん(マンモグラフィ)検診の受診率算出式=(前年度受診者数+当該年度受診者数-2年連続受診者数)÷当該年度対象者数×100

補助金等 ① 無	国負担割合 —	都負担割合 —	区負担割合 —	補助金名等	補助金については、各事業該当ページに記載
-------------	------------	------------	------------	-------	----------------------

集合契約による特定健康診査受診費用助成	所管課	—
		健康推進課

目 的

集合契約による特定健康診査受診に要する自己負担金を助成し、特定健康診査受診者の経済的負担をなくすことで特定健康診査の受診を促し、生活習慣病の危険因子の早期発見及び罹患の減少を図ります。

事業内容

40歳以上の区民で、社会保険等に加入している被扶養者等が、区が委託契約した医療機関で集合契約による特定健診を受診した場合に、医療保険者が求める特定健康診査受診費用の自己負担金を受診者の申請に基づき助成します。

根拠法令等

集合契約による特定健康診査費用助成事業実施要綱

開始時期

平成20年

実績表

(単位：人)

年度	助成者数
30	634
元	644
2	502
3	637
4	599

補助金等 有 ・ (無)				備考	
-----------------	--	--	--	----	--

肝炎ウイルス検診

所管課

健康推進課

目的

肝炎を早期に発見し、肝炎が引き起こす健康障害を回避し、症状の軽減・進行の遅延をさせること及び肝炎に関する正しい知識の普及を目的としています。肝炎ウイルス検診陽性者に対し、必要に応じ保健指導の実施・肝臓専門医療機関への受療勧奨を行っています。

事業内容

(1) 対象者

区民でこれまで肝炎ウイルス検診を受けたことのない人又は医師が受診を必要と認める人

(2) 内容

ア 問診

肝炎に関する基本的な問診を行うほか、受診者本人の同意を得て検診を実施します。

イ C型肝炎ウイルス検査

- ① HCV抗体検査
- ② HCV核酸増幅検査

ウ B型肝炎ウイルス検査 (HBs抗原検査)

根拠法令等

肝炎対策基本法

健康増進法

肝炎対策の推進に関する基本的な指針

肝炎ウイルス検診等実施要領

東京都肝炎対策指針

港区肝炎ウイルス検診実施要綱

開始時期

平成 14 年

実績表

(単位：人)

年度	区分	C型肝炎ウイルス検査			B型肝炎ウイルス検査		
		受診者数	うちA※	うちB※	受診者数	陰性者数	陽性者数
30		3,736	3,724	12	3,733	3,705	28
元		3,589	3,577	12	3,588	3,565	23
2		3,384	3,377	7	3,383	3,358	25
3		3,903	3,894	9	3,902	3,879	23
4		3,716	3,709	7	3,712	3,694	18

※上記「A」は、現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い人、「B」は、感染している可能性が高い人を表しています。

受療勧奨事業の実績

(単位：人)

検診 受診年度	B・C型肝炎 陽性者	郵送による 受療勧奨	電話による 受療勧奨	不明・ その他
30	40	24	13	3
元	35	22	13	0
2	32	16	14	2
3	32	18	14	0
4	25	16	6	3

【資料】令和4年度肝炎ウイルス検査陽性者25人の内訳

① B型、C型肝炎陽性者

ウイルス型	人数 (%)	内訳 (再掲)	
		男性	女性
B型	18 (72%)	10	8
C型	7 (28%)	3	4
B型・C型	0 (0%)	0	0
合計	25 (100%)	13	12

② 年代別肝炎陽性反応者数・割合

年代	B型		C型	
	人数	%	人数	%
~30代	0	0.0	0	0.0
40代	5	27.8	1	14.3
50代	7	38.9	2	28.6
60代	3	16.7	1	14.3
70代	3	16.7	1	14.3
80代	0	0.0	2	28.6
90代~	0	0.0	0	0.0
合計	18	100	7	100

※B型・C型ともに陽性の人は、B型・C型それぞれに計上しています。

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 2 / 3	区負担割合 1 / 3	補助金名等	「健康増進法」に基づく都負担(補助)金
-----------------	------------	----------------	----------------	-------	---------------------

健康手帳の交付	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課

目 的

健康の保持増進に必要な事項を記録し、自らの健康管理への関心を高めます。

事業内容

20歳以上の区民の希望者に交付します。また、各総合支所、高齢者支援課、国保年金課、いきいきプラザの窓口等で交付します。

根拠法令等

健康増進法

開始時期

平成20年度

実績表

健康手帳交付数

年度 区分	30	元	2	3	4
交付数（冊）	3,110	4,325	220※	1,755	1,254

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による「成人の日記念のつどい」中止に伴い、健康手帳の交付も中止しました。

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

健康相談	所管課	—
		健康推進課

目的

健康に関する様々な相談や禁煙に関する相談に応じ、区民の健全な心身の育成を図ります。

事業内容

相談のできる環境の整備を図り、心身の健康及び禁煙に関する個別の相談に応じています。

根拠法令等

健康増進法

開始時期

昭和59年（※老人保健法に基づく開始時期）

実績表

健康相談事業実施状況

区分 年度	総 数		健康相談		老人精神保健相談※ ¹		禁煙相談	
	回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員
30	13	21	6	13	3	3	4	5
元	17	25	8	16	6	6	3	3
2	10	18	4※ ²	12	5	5	1※ ²	1
3	22	68	11	56	7	7	4	5
4	19	45	11	37	3	3	5	5

※1 老人精神保健相談は、精神保健福祉相談と同時に実施しています。

※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3回中止しました。

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 2 / 3	区負担割合 1 / 3	補助金名等	「健康増進法」に基づく都負担（補助）金（※）
---------------	------------	----------------	----------------	-------	------------------------

（※）対象事業 健康相談（管理栄養士）禁煙相談

健康教育	所管課	— 健康推進課
<p>目 的 生活習慣病の予防・健康の保持増進に関する正しい知識の普及と実践の促進を図り、健康づくりへの意識づけを行います。また、乳幼児や保護者を対象に食事や栄養を通じた食育を推進します。</p> <p>事業内容 ※本事業は、令和5年度に「健康づくり推進事業」と統合しました。</p> <p>(1) 生活習慣病予防教室 働き盛り世代を対象に、メタボリックシンドロームの予防・改善のため、体組成測定や食事診断等の実施及び個別目標設定、食事と運動に関する講習と実技指導を行います。 「働くあなたのスマートライフー働き盛り世代の健康ハンドブック」を使用し、働く人たちのライフスタイルを踏まえた出張健康講座を実施します。</p> <p>(2) 健康講座 健康増進法の集団健康教育の種類として示されている内容（歯周疾患・ロコモティブシンドローム（運動器症候群）・慢性閉塞性肺疾患（COPD）・病態別・薬・一般）や、健康診査の結果等を勘案して健康講座を実施します。また、生活習慣病予防のための食事等の講習会を実施します。</p> <p>(3) 女性の健康づくり講演会 女性特有の疾病や健康の保持増進に関する知識の普及・実践促進のための講演会を実施します。</p> <p>(4) はじめての離乳食教室 区内在住の5か月児の保護者を対象に、離乳食の講話を行います。</p> <p>(5) 乳幼児食事相談会 乳幼児の保護者を対象に、食生活や栄養について相談会を実施します。</p> <p>(6) 健康づくりサポーター 健康づくりに取り組んでいる個人や企業・飲食店等の団体を健康づくりサポーターとして登録し、それぞれの活動を通じて、地域の区民が身近な場所で自主的に健康づくりを継続できるように支援します。</p> <p>(7) ウォーキングマップの作成 健康づくりを推進するため、区の観光名所を楽しみながらウォーキングができるマップを作成・配布します。令和4年度にはサイクリングルートを追加し「MINATO健やかウォーキング&サイクリングMAP」と改訂しました。</p> <p>(8) 健康づくりに関する情報発信 広報みなとや港区公式ホームページ等で健康の保持増進に関する正しい知識を発信します。</p>		

根拠法令等

健康増進法

母子保健法

厚生労働省健康局長通知「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」（平成25年3月29日付健発0329第9号）

港区健康づくりサポーター事業実施要綱

開始時期

- (1) 生活習慣病予防教室 平成20年
- (2) 健康講座 昭和59年（※老人保健法に基づく開始時期）
- (3) 女性の健康づくり講演会 平成25年
- (4) はじめての離乳食教室 昭和50年（※東京都から移管（栄養指導講習会））
- (5) 乳幼児食事相談会 平成23年
- (6) 健康づくりサポーター 平成19年
- (7) ウォーキングマップ 平成19年

関係発行物

- 「食生活応援レシピ～おすすめ料理20選～」
 「離乳食をはじめましょう～離乳食づくり方テキスト～」
 「港区たのしい子どものレシピBOOK」
 「働くあなたのスマートライフー働き盛り世代の健康ハンドブッケー」
 「健康づくりサポーターリーフレット」
 「MINATO健やかウォーキング&サイクリングMAP」

実績表

区分 年度	生活習慣病予防教室				健康講座		女性の健康づくり講演会	
	講座		食事診断		開催数	人数	開催数	人数
	開催数	人数	開催数	人数				
30	9	797			7	200	1	15
元※	6	468			2	89		
2	3	74			9	127	1	11
3	4	81	60	1033	9	136	1	16
4	8	219	65	970	10	183	1	9

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「生活習慣病予防教室」は3回、「健康講座」は2回、「女性の健康づくり講演会」は中止しました。

区分 年度	はじめての離乳食教室		乳幼児食事相談会	
	開催数	人数	開催数	人数
30	24	684	12	192
元	24	610	12	159
2※	20	225	10	68
3	24	298	12	78
4	24	275	12	73

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「はじめての離乳食教室」は4回、「乳幼児食事相談会」は2回中止しました。

年度	区分	健康づくりサポーター		
		登録団体数	活動回数	延参加者数
30		61	20	442
元		63	51	757
2		55	20	227
3		53	14	306
4		56	23	950

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金（※1）
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 2 / 3	区負担割合 1 / 3	補助金名等	「健康増進法」に基づく都 負担（補助）金（※2）
※1 対象事業 （1）生活習慣病予防教室 （3）女性の健康づくり講演会 （7）ウォーキングマップ					
※2 対象事業 （2）健康講座					

禁煙支援事業

所管課

健康推進課

目的

喫煙は発がん率を高め、虚血性心疾患や脳卒中、COPD（慢性閉塞性肺疾患）などの発症要因となります。また、タバコの煙（副流煙）には有害物質が多く含まれ、タバコを吸わない周囲の人の健康も害します。

区は、禁煙外来治療費の助成や港区薬剤師会と連携した禁煙相談を行うなど、禁煙を支援することにより区民の健康づくりを推進します。

事業内容**(1) 子育て・働き盛り世代の禁煙外来治療費助成****ア 助成対象者**

20歳以上の区民で、18歳未満の子ども又は妊婦と同居している人及び妊婦本人
※令和4年4月から「20歳以上の区民」に対象を拡大しました。

イ 助成金額

自己負担額（100円未満切捨て）と10,000円のいずれか低い額

(2) 禁煙支援の推進**ア 港区禁煙支援薬局での禁煙相談****イ 保健所での相談員による禁煙相談****ウ 禁煙支援のポスター・リーフレットの配布****根拠法令等**

健康増進法

港区禁煙外来治療費助成金交付要綱

港区禁煙支援薬局事業運営要綱

開始時期**(1) 子育て・働き盛り世代の禁煙外来治療費助成** 平成30年6月**(2) 港区禁煙支援薬局** 平成21年2月**関係発行物**

禁煙支援等のリーフレット

禁煙支援マニュアル（禁煙支援薬局用）

実績表**(1) 禁煙外来治療費助成実績** (単位：人)

年度	登録申請			交付申請		
	男	女	計	男	女	計
30	19	2	21	5	—	5
元	14	2	16	9	2	11
2	14	5	19	7	2	9
3	16	3	19	6	2	8
4	18	9	27	1	0	1

(2) 禁煙支援薬局数 (単位：件)

年度	禁煙支援薬局数
30	77
元	80
2	78
3	81
4	79

補助金等 ①・無	国負担割合 -	都負担割合 1/2	区負担割合 1/2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金
補助金等 ①・無	国負担割合 1/2	都負担割合 -	区負担割合 1/2	補助金名等	感染症予防事業費等国庫 負担(補助)金

受動喫煙防止対策推進事業	所管課	—
		健康推進課

目 的

望まない受動喫煙を防止するため、健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例（以下「都条例」という。）に基づき、区内の様々な施設における受動喫煙防止の環境づくりを支援するとともに、受動喫煙による健康影響等に関する知識の普及啓発を推進します。

事業内容

健康増進法及び都条例に基づき、受動喫煙防止に関する普及啓発、各施設への助言・指導等を実施します。また、区民や事業者等からの相談や問合せに対応する窓口を保健所内に設置し、各施設において受動喫煙防止対策を適切に実施できるよう支援しています。

（１）受動喫煙防止対策相談窓口の設置

受動喫煙防止対策相談窓口を設置し、健康増進法及び都条例に基づく規制の内容や、各施設での受動喫煙の防止に関する相談に応じています。

（２）受動喫煙防止対策巡回業務

健康増進法及び都条例が定める標識が掲示されているか確認するため、巡回員が区内飲食店を巡回確認しています。掲示が確認できない場合にはチラシ配布等により制度説明します。

（３）制度の周知・啓発

区内飲食店や事業所に受動喫煙防止に関するリーフレットを配布するなどし、制度の周知・啓発に努めています。また、喫煙室等の喫煙場所を提供する飲食店で一定の要件を満たした店舗を「みなと受動喫煙防止対策店」として認定し、飲食店の受動喫煙防止対策の意識向上を図っています。

（４）立入検査、助言・指導

健康増進法又は都条例に違反していることが巡回業務により確認された場合や、区民等から情報提供があった場合など、必要に応じて職員が飲食店や事業所を立入検査し、助言・指導を行います。

根拠法令等

健康増進法

東京都受動喫煙防止条例

港区受動喫煙防止対策不利益処分等取扱要綱

みなと受動喫煙防止対策店認定事業実施要綱

開始時期

- | | |
|---------------------|---------|
| （１）受動喫煙防止対策相談窓口 | 令和元年6月 |
| （２）受動喫煙防止対策巡回業務 | 令和2年10月 |
| （３）みなと受動喫煙防止対策店認定事業 | 令和2年10月 |

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 —	区負担割合 1 / 2	補助金名等	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金

歯科保健事業推進協議会	所管課	—
		健康推進課

目 的

区における歯科保健に関する施策を総合的かつ効果的運営に資するため、協議会を設置します。

事業内容

歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく事業の推進に関する事項について協議します。

根拠法令等

歯科口腔保健の推進に関する法律
港区歯科保健事業推進協議会設置要綱

開始時期

平成6年6月

実績表

年度	区分	協議会 開催回数
30		2
元		1
2		2
3		2
4		2

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金
-----------------	------------	----------------	----------------	-------	-------------------------

障害者口腔保健推進事業	所管課	—
		健康推進課

目 的

障害や全身疾患等により、一般歯科診療所での受診が困難な人に対し、身近な場所で定期健診、保健指導、予防処置及びその他の歯科診療が受けられる体制を整備します。

根拠法令等

歯科口腔保健の推進に関する法律第9条
港区口腔保健センター事業実施要綱

(1) 障害児者等歯科診療

事業内容

障害児者を対象にした歯科診療を、港区芝歯科医師会及び港区麻布赤坂歯科医師会に委託し、みなと保健所内の口腔保健センターで行います。

開始時期

平成26年10月

実績表

(患者内訳) 障害別来院延人数

(単位：人)

年度	区分	受診者数	障害区分内訳				
			知的障害	知的障害+ 身体障害	身体障害	精神障害	その他
30		80	46	29	5	-	-
元		82	59	18	5	-	-
2		61	35	26	-	-	-
3		58	36	19	3	-	-
4		64	40	21	3	-	-

(2) 障害者・要介護者対応可能歯科医療機関の周知・選定

事業内容

港区に居住する障害者、在宅要介護者で、受診可能な歯科医院を自身で探すことの困難な者が、身近な地域で適切な歯科医療を受け、かつ必要に応じて専門的な歯科医療を円滑に受けられるよう歯科医療機関案内リーフレットを作成・配布しています。

開始時期

平成12年6月

関係発行物

港区にお住まいの方へー障害者・要介護者かかりつけ歯科医のご案内ー

実績表

(単位：件)

区分	年度	30	元	2	3	4
用紙配布数(診療所数)		301	296	335	328	313
実績のあった診療所数		62	58	55	76	58
訪問診療による在宅介護者の診療		3,653	3,819	4,246	2,724	5,325
訪問診療による知的障害者・児の診療		74	38	202	163	364
訪問診療による身体障害者・児の診療		88	73	128	97	199
診療所による知的障害者・児の診療		117	120	95	117	246
診療所による身体障害者・児の診療		152	153	83	99	123
専門医療機関への紹介		128	135	19	91	202
合計		4,212	4,338	4,773	3,291	6,459

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金(※1)
-----------------	------------	----------------	----------------	-------	-----------------------------

※1 対象事業 (2) 障害者・要介護者対応可能歯科医療機関の周知・選定

難病対策地域協議会	所管課	—
		健康推進課

目 的

難病患者及びその家族に対する支援体制の課題を情報共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、難病対策の在り方や体制の整備等について協議するため、難病対策地域協議会を設置しています。

事業内容

難病患者等を総合的に支援するため、下記について協議します。

- (1) 患者等に対する支援体制の課題の情報共有に関する事。
- (2) 地域における関係機関の緊密な連携に関する事。
- (3) 難病対策の在り方や体制整備等に関する事。
- (4) その他区長が必要と認める難病対策に関する事項。

根拠法令等

港区難病対策地域協議会設置要綱

開始時期

平成28年3月

実績表

年度	区分	開催回数
30		1
元		0※
2		1
3		1
4		1

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

補助金等 ⑦ 有 ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 —	区負担割合 1 / 2	補助金名等	難病特別対策推進事業にかか る補助金
-----------------	----------------	------------	----------------	-------	-----------------------

健康増進センター事業（ヘルシーナ）	所管課	—
		健康推進課

目 的

18歳以上の人を対象として、運動・栄養・生活のメニューに基づき運動実践を行い生活習慣病の予防・改善を図るとともに、区民の健康づくり活動を支援します。また、区民の健康に対する意識と関心を高めるため普及・啓発を行います。なお、健康増進センター（ヘルシーナ）は、医療法人財団百葉（ももは）の会を、指定管理者（指定管理期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）として運営しています。

事業内容

（1）健康増進・健康づくり事業

健康度測定事業（メディカルチェック事業）

健康増進・健康づくりのために、身体測定・運動負荷検査・体力測定等による健康度測定や、医師によるカウンセリング、管理栄養士の栄養指導などを実施します。

その後、個人の体力にあったトレーニングメニューを作成し、健康運動指導士の運動指導を行います。

また、健康度測定受診者は、健康運動指導士の指導のもとで、グループで行う「健康づくりコース」、「生活習慣病予防・改善コース」に参加できます。

（2）健康づくり活動支援事業

ア 健康づくり教室

初心者でも気軽に参加できる「やさしいヨガ」「しっかりロコトレ！足腰トレ」「産後引き締めピラティス」など、様々な教室を開催します。

イ 健康増進の普及啓発事業

ホームページ(<https://www.momohanokai.jp/minato-kenkozoshin/>)で、事業の紹介と参加者の募集をしています。

ウ グループの育成・支援等

健康づくり教室の参加者を主体に結成された、健康づくり自主グループの活動を支援するとともに、情報提供やポスター・チラシを施設に掲示するなどの協力をしています。

根拠法令等

港区立健康増進センター条例

港区立健康増進センター条例施行規則

港区立健康増進センター運営要綱

港区立健康増進センター登録要綱

開始時期

平成8年

実績表（令和4年度）

(1) グループ利用（第1トレーニングルーム使用） 283団体 2,468人

(2) 付帯設備の利用

バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球・音響 293件

(3) メディカルチェック事業実施状況

健康度測定（1日制）効果測定を含む

回数	人数
63回	236人

健康づくりコース

回数	人数
240回	3,079人

生活習慣病予防・改善コース

回数	人数
80回	907人

セルフトレーニングコース

回数	人数
	15,266人

(4) 健康づくり活動支援事業実施状況

教室名（提案）	回数	人数	教室名（自主）	回数	人数
ストレッチ教室	1回	13名	しっかりロコトレ！足腰トレ	40回	358名
むくみ予防の食事とセルフマッサージ	1回	15名	バランスボールエクササイズ	40回	427名
ランニングクリニック	1回	9名	心とからだの改善動作(月)	40回	436名
赤坂コミュニティ祭り Inbody 計測	2回	52名	コアコンディショニング(月)	40回	557名
お気軽栄養相談会	2回	8名	マットピラティス①	40回	349名
口腔ケア事業	1回	9名	キレイを作る歩き方	40回	325名
ヘルシーナ de オレンジカフェ	1回	5名	マットピラティス②	40回	616名
年明けからだりセット	1回	9名	やさしいヨガ	40回	829名
お届けヘルシーナ	1回	掲示物にて実施	背骨ゆがみケア	40回	633名
やさしい筋トレと筋肉増強レシピ紹介	1回	17名	キックコンディショニング	40回	231名
バレエ教室	1回	15名	心とからだの改善動作(木)	40回	491名
体カアップ	1回	10名	ピラティスプラス	40回	522名
栄養セミナー	2回	12名	のびのびトレーニング	40回	487名
親子で美味しく野菜もとれちゃう簡単おやつレシピ紹介	1回	掲示物にて実施	ローインパクトエアロ	40回	570名
赤坂コミュニティ祭り 栄養に関する情報発信とヘルシーナの宣伝	1回	掲示物にて実施	コアコンディショニング(木)	40回	250名
リズムボクササイズ	1回	16名	産後引き締めピラティス	40回	77名
美ボディエクササイズ	1回	10名	太極拳	40回	510名
レジリエンス	1回	22名	気功	40回	291名
ランニングステーション	1回	4名	ボディバランスヨガ	40回	522名
ランニングセミナー	2回	11名	ビギナーズボクシング	21回	199名
体験マシン講習会	11回	27名	赤坂コミュニティ祭り 美しくなるための小顔ケア	1回	6名
シーズンイベント	2回	7名	赤坂コミュニティ祭り 理学療法士による重力に負けない身体ケア	1回	7名
ウォーキングDE フィットネス	1回	17名	ツールエクササイズ	3回	3名
ノルディックウォーキング	1回	12名	マッスルパンプ男塾	1回	8名
			エゴスキューメゾット体験会	1回	7名
			モーニングストレッチ	1回	3名
			赤坂コミュニティ祭り 理学療法士による関節痛予防	1回	11名
			痛みがある方へのトレーニング方法ケア方法	1回	3名
			リズムボクササイズ	1回	9名
			初めての総合格闘技 修斗	1回	8名
総合計					9,045名

補助金等
有 ・ ①無

備考

一般健康診断（検便）	所管課	—
		健康推進課

目 的

区内在住、在勤、在学者が自ら身体の健康状態を確認し、仕事、実習、就職等、個々の活動を可能にするために行っています。

事業内容

一般の方を対象に保健所で腸内細菌・寄生虫卵の検査を実施しています。

根拠法令等

地域保健法第6条

労働安全衛生法第66条

港区保健所使用条例

港区保健所使用条例施行規則

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

細菌培養検査・虫卵（ぎょう虫卵含む）検査実施状況 （単位：件）

年 度		区 分	総 数	細菌培養検査	虫卵・ぎょう虫卵
30			1,095	1,094	1
元			1,114	1,110	4
2			789	788	1
3			749	749	0
4	総 数		750	750	0
	陽 性 数	赤 痢		-	
		腸チフス・パラチフス		-	
		O157		-	
		その他		2	

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

保健師・助産師・看護師・管理栄養士 学生実習の受け入れ	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課・保健予防課

目 的

公衆衛生における保健所の役割と地域保健活動の理解促進を目的として、医療技術系学生の保健所実習を行います。

事業内容

保健所活動の概要説明と各職種ごとの現場実習及び施設見学等により、保健所機能と地域保健活動の実際を学ぶ場を提供します。

根拠法令等

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律
 保健師・助産師・看護師学校養成所指定規則
 看護師等養成所の運営に関する指導要領について（通知）
 看護師等養成所の運営に関する手引きについて（通知）
 栄養士法、栄養士法施行規則、管理栄養士学校指定規則
 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について（通知）

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

保健所実習学生受入れ状況 (単位：人)

区分 年度	総数	保健師学生	助産師学生	看護学生	管理栄養士 学 生
30	25	5	2	-	18
元	28	4	4	-	20
2	28	6	2	-	20
3	26	5	3	-	18
4	31	5	6	-	20

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

保健師活動

所管課

各総合支所区民課
健康推進課・保健予防課

活動内容

保健師は、乳幼児から高齢者まですべての年代の区民を対象に活動しています。

保健師活動は、区民がより健康で質の高い生活ができるように、あらゆる健康問題に対して人々の持っている力を引き出し、自ら問題解決できるよう継続的に行う活動です。また、個人・集団・地域に働きかけ、地域全体の健康の向上をめざします。

活動の方法としては、(1) 個別の支援活動 (2) 健康診査等の事業を通じての保健指導 (3) 地域における活動 (4) 感染症に対する防疫対応などがあります。

(1) 個別の支援活動

ア 家庭訪問

区民等の生活の場である家庭などを訪問し、心身の健康に関する諸問題を抱えた本人及び家族に対して、健康保持のための相談及び日常・療養生活指導等を行っています。

イ 所内相談

来所した区民等に対して、健康上の不安や疑問、育児や生活上の悩みなどの相談・助言を随時実施しています。また、様々な医療費助成申請時の面接も行っています。

ウ 電話相談

相談者が気軽に利用でき、悩みや不安を相談できる有効な手段であり随時実施しています。また、必要に応じて面接や訪問などへつなげています。

エ 関係機関との連携

保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携して区民の健康な生活を支援します。

(2) 健康診査等の事業を通じての保健指導

保健師は、健康教育、健康診査、結核健康診断、エイズ・性感染症検査及び相談等の事業を実施しています。

特に、乳幼児健康診査や成人健康診査等においては、健康相談を実施するとともに、健診後のフォロー等を実施しています。

(3) 地域における活動

各種講座の開催、家族会・育児グループ等の発足や活動に向けての助言・支援を実施しています。また、各総合支所では児童館・子育て施設等との連携による母子保健活動や地区独自の事業等を立ち上げ、地域の健康の向上を目指す活動を行っています。

(4) 感染症に対する防疫対応

結核や新型コロナウイルス感染症等に対して、積極的疫学調査やサーベイランスを行うとともに、感染拡大防止のための指導や教育、相談支援を行います。

図1 保健師の活動状況（4年度）

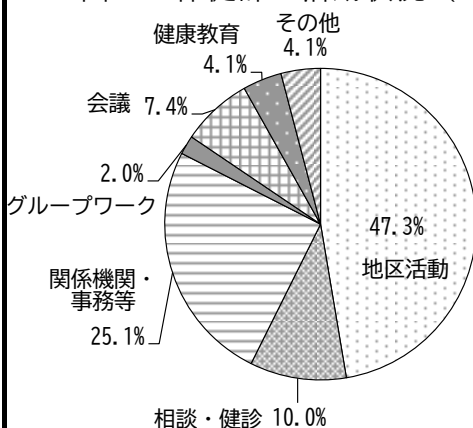
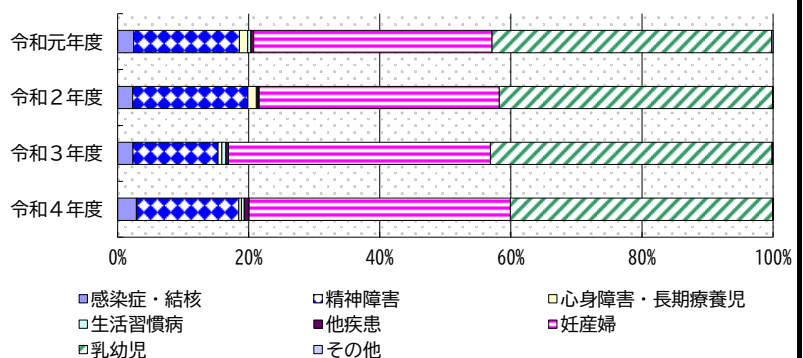


図2 家庭訪問の推移(*委託助産師分を含みます。)



個別の支援活動

(単位：人)

区分	項目	総	感	結	精	心	長	成	そ	妊	乳	幼	そ	(再掲)
		数	染	核	神	身	期	人	の	産	児	児	他	65
			症		障	障	療		疾	婦				歳
					害	害	養		患					以上
家庭訪問	30年度	6,474	79	103	925	60	17	55	19	2,510※	2,591※	95	20	251
	元年度	6,738	35	124	1,054	69	13	32	27	2,373※	2,649※	135	13	214
	2年度	4,313	42	57	758	49	7	9	10	1,580※	1,707※	91	3	137
	3年度	4,644	40	69	603	19	8	28	19	1,855※	1,933※	63	7	58
	4年度	4,764	90	46	745	13	6	21	34	1,900※	1,861※	47	1	119
面接相談	30年度	7,644	37	195	4,588	62	78	51	15	1,888	426	281	23	
	元年度	7,773	158	169	4,827	53	73	57	23	1,933	223	173	84	
	2年度	5,612	530*	75	3,259	22	18	20	8	1,341	108	212	19	
	3年度	6,214	814*	269	3,276	9	81	12	15	1,218	108	405	7	
	4年度	5,445	93*	71	3,226	24	87	53	24	1,255	200	442	20	
電話相談	30年度	9,785	1,065	948	4,762	146	61	135	20	867	785	991	5	
	元年度	19,374	7,966	2,382	5,438	112	30	123	64	1,218	1,183	637	221	
	2年度	84,100	74,153*	468	6,649	99	53	119	41	724	994	716	84*	
	3年度	50,669	40,078*	255	4,886	40	63	164	25	864	2,805	1,475	14	
	4年度	35,624	22,927*	413	5,935	55	141	190	50	1,617	2,313	1,889	94	

※委託助産師分を含みます

*コロナコールセンター従事職員対応分を含みます

関係機関連絡

(4年度)(単位：件)

区分	項目	総	感	結	精	心	長	成	そ	妊	乳	幼	そ
		数	染	核	神	身	期	人	の	産	児	児	他
			症		障	障	療		疾	婦			
					害	害	養		患				
保健機関		2,961	1,118*	27	725	25	30	8	14	415	331	246	22
医療機関		4,316	1,831*	65	1,441	57	46	10	43	486	228	87	22
福祉関係		7,085	423*	4	4,693	70	106	69	67	418	252	935	48
その他		700	303*	0	294	0	20	26	2	21	20	6	8
総数		15,062	3,675*	96	7,153	152	202	113	126	1,340	831	1,274	100

*コロナコールセンター従事職員対応分を含みます

補助金等
有 ・ 無

備考

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	所管課	ー 高齢者支援課・国保年金課・健康推進課			
<p>目 的</p> <p>高齢者のフレイル対策をより効果的に推進することで、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を実現し、区民が生涯にわたり不自由なく日常生活を送れるよう支援します。</p> <p>事業内容</p> <p>東京都後期高齢者医療広域連合の委託を受け 75 歳以上の高齢者を対象に、健診情報や介護保険情報等を横断的に分析し抽出した課題を基に、区の決定した基準値に基づくハイリスク高齢者に個別の保健指導を実施します。また、75 歳以前からフレイル対策の重要性を周知啓発するため、60 歳以上の高齢者を対象に講座等事業を実施します。</p> <p>根拠法令等</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律 国民健康保険法 介護保険法 東京都後期高齢者医療広域連合高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業実施要綱</p> <p>開始時期</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>					
補助金等 有 ・ ④				備 考	

4 新型コロナウイルスワクチン接種

新型コロナウイルスワクチン接種担当

新型コロナウイルスワクチン接種	所管課	—
		新型コロナウイルス ワクチン接種担当

目 的

新型コロナウイルスワクチンの接種により、新型コロナウイルス感染症の重症化や、発熱やせき等の症状が出ること（発症）を防ぐこと、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的とします。

事業内容

予防接種法の規定に基づき、臨時の予防接種を行っています。集団接種会場の設置のほか、巡回接種、個別接種等を行い、希望する区民の方がワクチン接種を受けられる体制を整えています。区内医療機関等と連携し円滑なワクチン接種を行うとともに、国や都から配給を受けるワクチンについて、各集団接種会場や個別接種、巡回接種等へ効果的な分配を行います。

根拠法令等

予防接種法

予防接種法施行令

予防接種法施行規則

予防接種実施規則

新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領

開始時期

令和3年2月（区民への接種開始時期は令和3年5月）

実績表

1 令和4年度 各年代別の接種状況

（1）12歳以上の接種数

（単位：人）

年代	人口 (※1)	1回目	2回目	3回目	4回目 (※2)	オミクロン株対応 ワクチン	合計
65歳～	44,774	42,890	42,395	41,482	32,506	31,126	190,399
60～64歳	13,577	12,946	12,883	11,303	6,645	7,518	51,295
50～59歳	42,035	37,880	37,618	32,238	3,163	19,171	130,070
40～49歳	47,395	42,359	41,964	32,760	1,876	15,994	134,953
30～39歳	41,798	37,089	36,580	25,917	1,130	10,503	111,219
20～29歳	28,391	23,076	22,639	15,865	817	5,733	68,130
12～19歳	14,340	10,581	10,388	7,496	73	4,006	32,544
計	232,310	206,821	204,467	167,061	46,210	94,051	718,610

(2) 12歳以上の接種率

(単位：%)

年代	人口 (※1)	1回目	2回目	3回目	4回目 (※2)	オミクロン 株対応 ワクチン
65歳～	44,774	95.8	94.7	92.6	72.6	69.5
60～64歳	13,577	95.4	94.9	83.3	48.9	55.4
50～59歳	42,035	90.1	89.5	76.7	7.5	45.6
40～49歳	47,395	89.4	88.5	69.1	4.0	33.7
30～39歳	41,798	88.7	87.5	62.0	2.7	25.1
20～29歳	28,391	81.3	79.7	55.9	2.9	20.2
12～19歳	14,340	73.8	72.4	52.3	0.5	27.9
計	232,310	89.0	88.0	71.9		40.5

(3) 5～11歳及び6か月～4歳の接種数

(単位：人)

年代	人口 (※1)	1回目	2回目	3回目	4回目	合計
5～11歳	17,512	4,635	4,601	1,901	330	11,467
6か月～4歳	11,107	749	673	461		1,883

(4) 5～11歳及び6か月～4歳の接種率

(単位：%)

年代	人口 (※1)	1回目	2回目	3回目	4回目
5～11歳	17,512	26.5	26.3	10.9	1.9
6か月～4歳	11,107	6.7	6.1	4.2	

※1 人口：令和5年3月1日時点

※2 4回目接種対象者：①60歳以上②18歳以上の基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方③医療従事者及び高齢者施設等の従事者などに限られます。

2 令和4年度 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 交付件数

新型コロナウイルスワクチンを接種済の方が、渡航先への入国時など、様々な場面で活用できるように、新型コロナウイルスワクチンの接種を公的に証明する接種証明書を交付します。

(単位：件)

交付方法	4年度
書面	28,169
スマートフォンアプリ	73,507
コンビニエンスストア	916

補助金等 ①有 ・ 無	国負担割合 10/10	都負担割合 -	区負担割合 -	補助金名等
				新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金

5 地域医療連携

地域医療連携担当

災 害 医 療 対 策	所管課	— 地域医療連携担当
<p>目 的 災害時において区民に対し適切な医療が提供できる体制の整備を図ります。</p> <p>事 業 内 容</p> <p>1 災害時の協定の締結 災害時における医療救護活動の協力等を得るため、各種協定を締結しています。</p> <p>(1) 災害時の医療救護活動についての協定書 港区医師会、港区芝歯科医師会、港区麻布赤坂歯科医師会、港区薬剤師会</p> <p>(2) 災害時における応急救護活動に関する協定書 東京都柔道整復師会港支部</p> <p>(3) 災害時における母子救護所の提供に関する協定書 母子愛育会</p> <p>(4) 災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書 品川港助産師会</p> <p>(5) 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 港区薬剤師会、医薬品の卸4社</p> <p>(6) 災害時におけるバスの供給協力に関する協定 株式会社フジエクスプレス</p> <p>(7) 災害時の緊急医療救護所に関する協定 区内12病院</p> <p>2 災害医療連携会議の開催（開始時期 昭和53年） 災害拠点病院をはじめとした医療機関、港区医師会、港区芝歯科医師会、港区麻布赤坂歯科医師会、港区薬剤師会、消防、警察等と災害医療対策の推進について協議します。</p> <p>3 災害医療合同訓練の開催（開始時期 平成29年11月） 災害拠点病院をはじめとした医療機関、港区医師会、港区芝歯科医師会、港区麻布赤坂歯科医師会、港区薬剤師会等と災害医療合同訓練を実施しています。 令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、災害医療合同訓練は中止しました。</p> <p>4 医薬品等の備蓄について 災害時の医療資器材や医薬品の備蓄を行うと共に、母子救護所内に乳幼児・妊産婦用の物品を備蓄しています。</p> <p>5 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成 災害時避難行動要支援者名簿登録者のうち、在宅で人工呼吸器を使用している人に対し、災害時の個別支援計画を作成しています。 実績 令和4年度 27名</p> <p>6 港区在宅人工呼吸器使用者自家発電装置等給付事業（開始時期 平成31年4月） 在宅人工呼吸器使用者の停電時等における安全確保のため、自家発電装置及び蓄電池を給付しています。（条件あり）</p>		

実績表

自家発電装置等給付数

(単位：台)

区分 \ 年度	元	2	3	4
自家発電装置	5	2	0	5
蓄電池	-	-	14	7

※自家発電装置は平成31年4月から、蓄電池は令和4年2月から給付を開始しました。

根拠法令等

災害対策基本法

東京都地域防災計画

港区地域防災計画

港区災害医療連携会議設置要綱

港区在宅人工呼吸器使用者自家発電装置等給付事業実施要綱

開始時期

昭和52年

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括 補助事業補助金
---------------	------------	----------------	----------------	-------	-------------------------

港区診療所等オンライン資格確認システム導入支援事業	所管課	—
		地域医療連携担当

目 的

国が「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）」において、令和5年4月から保険医療機関・薬局にマイナンバーカードによるオンライン資格確認を原則義務付けたことを踏まえ、区内の診療所等に対して、国の支援金に上乗せしてオンライン資格確認の導入経費の一部を助成することで、DX（デジタルトランスフォーメーション）を通じた医療の質の向上とシステム整備に係る診療所等の経済的負担の軽減を図ります。

事業内容

1 概要

国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金交付決定がされていることを条件に、オンライン資格確認に係るシステム導入費用のうち、社会保険診療報酬支払基金の補助額42.9万円を超える自己負担額について、10万円を上限として助成します。

2 対象者

区内医科診療所、歯科診療所、調剤薬局
 ※社会保険診療報酬支払基金の補助金交付決定がされている診療所等
 ※病院と大型チェーン薬局は除く

3 助成対象費用

- ・マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器費用
- ・レセプトコンピューター、電子カルテシステム等の既存システムの改修費用等
- ・ネットワーク環境の整備費用
- ・セキュリティ費用（CDソフト含む）等

根拠法令等

港区診療所等オンライン資格確認システム導入支援助成金交付要綱

開始時期

令和4年12月2日

実績表

（単位：件）

年度	区分	交付件数
4		8

補助金等有				備考	
-------	--	--	--	----	--

付 属 機 関

保健所運営協議会	所管課	—
		生活衛生課

設置の目的

区内の公衆衛生及び保健所の運営に関する事項を審議するため、港区保健所運営協議会を設置します。

根拠法令

地域保健法
港区保健所運営協議会条例

委員構成

行政機関2人、医療関係団体6人、学校保健関係1人、区民2人、地域団体5人、学識経験者3人、合計19人。委員の任期は2年。

開始時期

昭和50年4月

開催実績

年1回開催

年度	開催日	開催時間
30	平成30年8月28日（火）	午後1時から2時30分
元	令和元年7月30日（火）	午後1時から2時30分
2	令和3年1月27日（水）	意見収集
3	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
4	令和4年10月14日（金）	午後1時から2時30分

補助金等 有 ・ ④				備考	
---------------	--	--	--	----	--

大気汚染障害者認定審査会	所管課	ー 保健予防課		
<p>設置の目的と役割 大気汚染障害者の認定を区長が行うための付属機関として、港区大気汚染障害者認定審査会（以下「審査会」という。）を設置します。</p> <p>審議事項 審査会は、区長の諮問に応じ、大気汚染障害者の認定に係る必要な調査審議を行い、区長に意見を述べるものとします。</p> <p>根拠法令 港区大気汚染障害者認定審査会条例</p> <p>委員構成 医師5人。委員の任期は2年</p> <p>開始時期 昭和50年4月</p> <p>開催実績 審査会は毎月1回開催</p>				
補助金等 有 ・ ④無			備考	

公害健康被害認定審査会	所管課	—
		保健予防課

設置の目的と役割

公害健康被害の補償等に関する法律第4条の各号に該当するものの申請に基づき、当該疾病が大気の汚染の影響によるものである旨の認定を行うため、区長の付属機関として、港区公害健康被害認定審査会（以下「審査会」という。）を設置します。

審議事項

- 1 認定に関すること。
 - (1) 指定疾病にかかっているかの認定
 - (2) 認定の期間の延長、認定の更新
 - (3) 認定の取消し等
- 2 補償給付に関すること。
 - (1) 障害補償費の障害の程度の決定
 - (2) 障害補償費・遺族補償費等の決定

根拠法令

港区公害健康被害認定審査会条例
 港区公害健康被害認定審査会条例施行規則

委員構成

医師7人、弁護士2人。委員の任期は2年

開始時期

昭和50年4月

開催実績

審査会は毎月1回開催

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 —	区負担割合 1 / 2	補助金名等	公害健康被害補償給付支給事務費交付金
---------------	----------------	------------	----------------	-------	--------------------

公害健康被害補償診療報酬等審査会	所管課	—
		保健予防課

設置の目的と役割

公害医療機関（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号。以下「法」という。）第 20 条に規定する医療機関をいう。）からの診療報酬の請求に係る診療内容及び診療報酬を審査するため、区長の付属機関として、港区公害健康被害補償診療報酬等審査会（以下「審査会」という。）を設置します。

審議事項

審査会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審査し、区長に意見を述べるものとします。

- 1 法第 23 条第 1 項に規定する診療内容及び診療報酬に関すること。
- 2 法第 24 条に規定する療養費に係る診療内容及び額に関すること。

根拠法令

港区公害健康被害補償診療報酬等審査会条例
 港区公害健康被害補償診療報酬等審査会条例施行規則

委員構成

医師 5 人、薬剤師 2 人。委員の任期は 2 年

開始時期

昭和 50 年 4 月

開催実績

審査会は毎月 1 回開催

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 —	区負担割合 1 / 2	補助金名等	公害健康被害補償給付支給事務費交付金
---------------	----------------	------------	----------------	-------	--------------------

感染症の診査に関する協議会	所管課	—			
		保健予防課			
<p>設置の目的と役割 感染症患者に対する感染防止上の措置等について審議するため、港区感染症の診査に関する協議会を設置します。</p> <p>審議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染症法第18条第1項の規定による通告、第20条第1項の規定による勧告及び同条の第4項の規定による入院の期間の延長並びに第37条第1項及び第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関して必要な事項について保健所長の諮問内容を審議し、意見を付けて答申します。 2 感染症法第18条第6項及び第19条第7項の規定による報告について審議し、意見を付けて答申します。 <p>根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 港区感染症の診査に関する協議会条例</p> <p>委員構成 下記に掲げる者で、区長が任命する委員4人以上で組織する。委員の任期は2年。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染症指定医療機関の医師 1人以上 2 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 1人以上 3 法律に関し学識経験を有する者 1人以上 4 医療及び法律以外の学識経験を有する者 1人以上 <p>開始時期 平成11年4月1日</p> <p>開催実績 診査会は原則、毎月2回開催</p>					
補助金等 有 ・ ④無				備考	

小児慢性特定疾病審査会		所管課		-	
				健康推進課	
<p>設置の目的 児童福祉法第 19 条の 3 第 4 項に基づき小児慢性特定疾病医療費の支給をしないことを決定する場合に、区長の諮問に応じて審査することを目的とします。</p> <p>根拠法令等 児童福祉法 港区小児慢性特定疾病審査会条例</p> <p>委員構成 小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者 6 人。委員の任期は 2 年。</p> <p>開始時期 令和 3 年 4 月</p> <p>開催実績 審査会は毎月 1 回開催</p>					
補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 -	区負担割合 1 / 2	補助金名等	小児慢性特定疾病国庫補助金

事業名（五十音順）索引

い

育児相談	181
育成医療・療育給付	169
医師臨床研修(地域保健研修)に係る 研修医の受け入れ	102
一・二・三類患者の入院勧告等 防疫措置医療費公費負担	141
1歳6か月児健康診査	175
一般健康診断(検便)	249
医療安全支援センター	93
医務事業	90

え

AED(自動体外式除細動器)配備・管理	39
HIV・性感染症検査委託事業(ai チェック)	133
HIV・性感染症検査及び相談(保健所検査)	131
HIV・性感染症予防の普及・啓発	135
衛生教育	41
栄養相談	198
エボラ出血熱対策	121

か

かかりつけ医機能推進事業	109
化製場等の衛生監視・管理	51
肝炎ウイルス検診	233
がん患者の在宅緩和ケア支援	209
環境衛生関係施設の苦情相談	62
環境衛生対策の充実	53
がん在宅緩和ケア支援センター事業 (ういケアみなと)	210
感染症医療費公費負担(結核医療費)	130
感染症の診査に関する協議会	143・271
感染症発生動向調査事業	136
感染症流行予測調査	120
感染症予防講習会及び健康教育	142
がんの知識に関する普及・啓発	212
がん治療に伴う外見ケア (ウィッグ等購入)助成	211

き

給食施設指導	86
休日診療	105
給水施設及び水質検査	47
狂犬病予防及び動物の愛護・管理	44
禁煙支援事業	240

く

区民健康相談・健康教育事業等補助	108
クリーニング所等の衛生指導	56

け

経過観察児健康診査	180
結核患者支援	125
結核患者服薬治療支援事業	122
結核指定医療機関指定等事業	127
結核健康診断(定期を除く)	128
結核定期健康診断	123
健康危機管理	39
健康教育	237
健康診査事業	213
健康診査事業(お口の健診)	222
健康診査事業(がん検診)	225
健康診査事業(骨粗しょう症検診)	221
健康診査事業(まとめ)	231
健康増進センター事業(ヘルシーナ)	247
健康相談	236
健康手帳の交付	235
建築物における衛生的環境の確保	49

こ

公害健康被害認定審査会	269
公害健康被害補償事業	112
公害健康被害補償診療報酬等審査会	270
公害保健福祉、健康被害予防事業	116
興行場の衛生指導	57
公衆浴場の衛生指導	59
咬傷犬事故処理	45
高齢者の保健事業と介護予防の 一体的実施事業	253
国民健康・栄養調査	197
骨髄移植ドナー支援事業	154

さ

災害医療対策	261
細菌検査及び現場簡易検査	69
産後母子ケア事業	195
3歳児健康診査	178
3～4か月児健康診査	173

し

歯科保健事業推進協議会	243
試験検査	98
自殺対策推進事業	205
集合契約による特定健康診査受診費用助成	232
受動喫煙防止対策推進事業	242
住宅宿泊事業(民泊)の適正な運営	89
周産期医療・小児医療連携協議会	153
障害者口腔保健推進事業	244
使用済み注射針回収事業助成	101

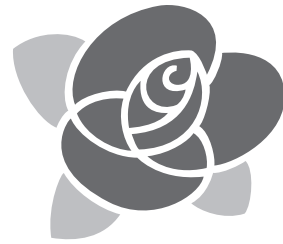
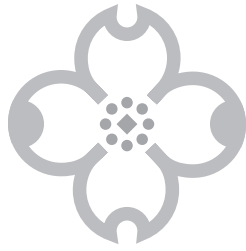
小児初期救急診療事業	107	ね	猫の去勢・不妊手術補助	46
小児慢性疾患医療費助成	170		ねずみ・衛生害虫の防除	42
小児慢性特定疾病審査会	272	ひ	B型肝炎妊婦検査	192
食生活改善における地域組織活動支援	200			
食中毒調査	75	ふ	プール等の衛生指導	60
食品に関する苦情・相談	65			
食品の栄養表示、広告表示指導	88	ほ	捕獲犬及び引取り・収容動物の公示	45
食品衛生推進員事業	84		保健師活動	251
食品衛生対策の充実・			保健師・助産師・看護師・管理栄養士	
食品衛生関係施設への監視指導	77		学生実習の受け入れ	250
食品衛生普及啓発事業	63		保健所運営協議会	267
食品衛生不利益処分	71		母子健康教育	164
食品等の自主回収	73		母子健康手帳交付	186
食品の収去試験	67		母子歯科保健事業	183
新型インフルエンザ等対策	121		母子訪問指導	193
新型コロナウイルス感染症対策	155	み	港区感染症対策協議会	144
新型コロナウイルスワクチン接種	257		港区出産・子育て応援事業	187
新生児聴覚検査	189		港区診療所等オンライン資格確認	
			システム導入支援事業	263
せ			港区特定不妊治療費(先進医療及び自由診療)助成及び港区不妊・不育相談ダイヤル	172
生活衛生相談	52		港区精神保健福祉連絡協議会	201
精神障害者社会復帰援助事業(デイケア)	204		みなとプレママ応援事業	163
精神保健福祉事業	202	や	薬事事業	95
そ		ゆ	有害物質を含有する家庭用品に関する事業	94
その他の環境衛生関係事務	62			
た		よ	養育医療	168
大気汚染健康障害者医療費助成	110		予防接種	145
大気汚染障害者認定審査会	268	り	理容所・美容所の衛生指導	55
			旅館業の衛生指導	58
ち		れ	レジオネラ属菌水質検査実施報告	61
地域リハビリテーション推進事業	118		レントゲン室運営	119
調理師・製菓衛生師免許	85	ろ	6か月児健康診査、9か月児健康診査	174
と				
東京都保健医療情報センターにおける				
連絡通報受理業務	40			
都外医療機関、助産院(都内・都外を問わない)				
での妊婦健康診査又は新生児聴覚検査費用				
助成及び多胎妊婦健康診査費用助成(都内・				
都外を問わない)	190			
特定不妊治療費助成	171			
毒物劇物事業	97			
な				
難病対策地域協議会	246			
に				
妊娠高血圧症候群等医療費助成	191			
妊婦健康診査	188			

港区「区の木・区の花」

区の木 ハナミズキ

区の花 アジサイ

区の花 バラ



発行番号 2023072-4211

港区の保健衛生

令和5年度（2023年度）版 事業概要

令和5年（2023年）8月発行

編集・発行 港区 みなと保健所 生活衛生課

港区三田一丁目4番10号

Tel (6400) 0050 代表



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

